

決算審査特別委員会

10月6日（月）午前9時3

0分開議

議題1 「議案第59号 平成19年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定について」の

審査について

2 「議案第60号 平成19年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

について」の審査について

3 「議案第61号 平成19年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定につ

いて」の審査について

4 「議案第62号 平成19年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ

いて」の審査について

5 「議案第63号 平成19年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついて」の審査について

6 「議案第64号 平成19年度嵐山町水道事業決算認定について」の審査につ

いて

○出席委員（12名）

1番 畠山美幸 委員

2番 青柳賢治 委員

3番 金丸友章 委員

4番 長島邦夫 委員

5番 吉場道雄 委員

6番 河井勝久 委員

7番 村田廣宣 委員

8番 川口浩史 委員

9番 清水正之 委員

10番 安藤欣男 委員

11番 松本美子 委員

12番 渋谷登美子 委員

○欠席委員（なし）

○委員外議員

柳 勝 次 議長

○特別委員会に出席した事務局職員

事務局長 杉 田 豊
主 査 菅 原 広 子

○説明のための出席者

岩 澤	勝	町	長
高 橋	兼 次	副 町	長
安 藤		総 務 課	長
金 井	三	政 策 経 営 課	長
富 岡	文	税 務 課	長
中 西	敏	税 務 課 課 税 担 当 副 課 長	
中 村		税 務 課 収 税 担 当 副 課 長	
中 嶋	秀	町 民 課	長
矢 嶋	芳	町 民 課 保 険 ・ 年 金 担 当 副 課 長	
井 上	裕	健 康 福 祉 課	長
山 岸	堅	健 康 福 祉 課 高 齢 福 祉 担 当 副 課 長	
田 邊	淑	環 境 課	長
水 島	晴	産 業 振 興 課	長
木 村	一	都 市 整 備 課	長
小 澤		上 下 水 道 課	長
奥 平	清	上 下 水 道 課 管 理 担 当 副 課 長	
田 島	雄	上 下 水 道 課 施 設 担 当 副 課 長	
安 藤	高	会 計 課	長
加 藤	信	教 育	長
小 林	一	教 育 委 員 会 学 務 課	長
田 幡	幸	教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課	長
水 島	晴	農 業 委 員 会 事 務 局	長
		産 業 振 興 課 長 兼 務	

松 本 武 久 代表監査委員
藤 野 幹 男 監査委員

◎開議の宣告

○渋谷登美子委員長 おはようございます。ただいま出席委員は12名であります。定足数に達しておりますので、決算審査特別委員会の会議を開きます。

(午前 9時30分)

◎諸般の報告

○渋谷登美子委員長 ここで報告をいたします。

本日の委員会次第書は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

それでは、直ちに本日の審査を始めます。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○渋谷登美子委員長 第59号議案 平成19年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に、全課、局に関する質疑が終了いたしております。本日は、歳入歳出を含め総括的な質疑をお受けいたします。総括質疑者につきましては、前もって届け出をいただいておりますが、3名であります。最初に第8番委員、川口浩史委員、次に第10番委員、安藤欣男委員、最後に第9番委員、清水正之委員の順で行います。

では、川口浩史委員お願いいたします。

○川口浩史委員 おはようございます。それでは総括質疑をさせていただきます。まず初めに、人権フェスティバルについてであります。これにつきましては、予算のところでもご質問したわけですが、そのときに主催団体としては同和団体なるということで、後は相談としてはいろんなところに相談はかけるのだけれども、主催は同和団体だということであったわけですね。そのとおりのことが行われたのだというふうに認識しております。人権の問題、差別の問題というのは、当然解決していかなければならない問題で、そういう点では私も賛成です。ただ、同和団体の主催となると、これはいかながなものかなというふうに考えざるを.....

〔「同和団体じゃないよ、言い方が差別だよ、それは」と言う人あり〕

○川口浩史委員 考えざるを得ません。前々から申していますように、同和

の皆さんは大変激しい差別を受けてきました。そういう点で同情もしますし、この問題において解決をしてこなければならなかったということでは国が率先して解決の道を開いてきたということでは、そういう点は評価をするわけです。

ただ、現在に至ってこれが特別の問題になっているかという点、なかなかそうは考えにくい。男女間の問題とか外国人の問題とか障害者の問題とか差別は多岐にわたっているわけですね。当然そういう団体が主催になっていくべきであるわけですが、そうではないという点について、まずどのようにお考えになっているのか、伺いたしたいと思います。

2つ目に、セイメーファームの問題です。だれでもよい環境のもとで暮らすという権利はあるというふうに思うのです。そして、悪い環境があればそれを解決する義務というのが行政には課せられているというふうに思うわけです。そういう点で環境基準からしてオーバーをしていると、におい、騒音、これでオーバーをしているということを見ても、周辺住民は大変つらい思いをしているなということが言えるわけです。そういうことで、これは一日も早い解決が必要だったわけですが、今現在も解決がなされていないわけです。セイメーファームのこの問題について、町がどのように取り組んできて、どのように考えてきたのか、1回目としては伺いたしたいと思います。

それから、教育の問題です。不登校については、小学校で1名、中学校で19名ということでした。あわせて聞けばよかったのですが、非行やいじめといった問題が何件ぐらい発生したのか、ちょっとこれもお聞きしたいと思います。

それで、この対応ですね、対応をどういうふうにしたのか。特に先生、特にといいますか、先生しか対応しなかったのかと思うのですが、いや何、ほかにもいますよということであれば教えていただきたいのですが。先生がどのような対応、どのようなというか、時間的に対応をしてこなければならなかったのか、してきたのか。まず、ちょっとその点を伺いたしたいと思います。

それから、全国学力テストがこの19年度から行われたわけですが、嵐山町の子供は学力はどういうふうな状況になっているのか。落ちているのか上がっているのか、お答えいただきたいと思います。

それと教育格差ということが言われております。親の収入によって子供が教育力が下がってきているということが言われているわけですが、嵐山町ではそのような傾向があるのか、伺いたしたいと思います。

最後に、町長は補助事業というものは5年をめどにやめていくということを施政方針の中で述べております。この考えは1年を通じて、いややっぱり

この考えはまずかったというふうにお考えになっているのか、伺いたいと思います。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 金井政策経営課長。

○**金井三雄政策経営課長** 5番の補助事業の関係につきましてお答えを申し上げます。

この補助事業につきましては、今嵐山町の補助金等の検討委員会、仮称ですけれども、設置をすべく一般公募を今募集をかけております。ここで町民の方々に委員になっていただきまして、補助金対象はどのようなものを対象にするとか、補助の期間はいつまでにするとかということについてご検討をしていただくために11月からこの委員会を発足をしたいと思っておりますので、その委員会の結論を待ちまして、町の方向性を出していきたいと考えております。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 加藤教育長。

○**加藤信幸教育長** 3点ほどお答えします。

1点目は不登校についてあるいは非行、いじめ等について対応はどうしたかと、先生だけかということですが、これらについては学校だけではとても対応はできません。そのことを基本として各学校進めております。いじめ等についても昨年度は小学校で2件ということでありました。非行問題行動については、昨年度議会でもご報告申し上げた菅谷中学校のガラス破壊等についてであります。対応はどうしたかと、お聞きしているのは先生だけで大丈夫なのかと、時間的にもあるいは勤務上のことでも大変だろうということでもありますけれども、まさにそのとおりでありまして、まずこれらを問題を問題としたら幾らでも問題になるのですけれども、この背景とか原因だとか理由だとかを踏まえて、課題にして、そして総合的に取り組む。不登校問題、いじめ、非行問題行動は、県でも国でも総合的対策といって、それはどういうことかといいますと、不登校1つとってもそのきっかけとなるのは、多くは小中学校での親子関係、それから家庭内の不和、それから家庭環境の急激な変化、これは小中とも共通してあるわけです。2点目は本人の問題であるとか、いじめ関係であるとか、学校の校則をめぐってのトラブルとか、さまざまな要因です。したがって、教員だけでは難しいと、そういうことで先般も学務課長より答弁させていただきましたように、さわやか相談員の配置であるとか、そういう面では先生方と連携をとりながらやっております。いかにせんゼロにするのを目指しておりますけれども、何としてもご家庭の理解、協力ということが基本であろうかと思っております。

学力について、全国学力調査を行っているといっても2年目ですし、小学校6年、中学校3年という限られた学年、そして国語と算数、数学という限られた教科、そして限られた問題、その結果をもって町の子供たちの学力はいかがかというのは、かなり継続的に総合的に見ていかないと判断できないのではないかと思います。総じて2年間の結果では、ほぼ満足できるかなという状況であります。

3点目、親の収入によって子供の教育力が低下していないか、教育格差と。親の収入によって何をもって教育格差か、具体的に何を教育格差というとなえ方いろいろあるかと思うのですけれども、義務教育の場合は、きちんと制度的なものですからあるいは要保護、准要保護家庭等もありますので、あるいは給食費等についても補助がありますので、それにおいて格差というものは具体的には見えてきません。どの子も頑張っている状況です。経済的格差というのは、高校へ行ってから中途退学ということではある程度出てくるけれども、中途退学の原因というのも幾つかある中で、経済力によって中途退学をしたというのは、10%未満程度におさまってきているという状況であります。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 岩澤町長。

○**岩澤 勝町長** 人権の関係とセイメーファームのことについてお答えをさせていただきます。人権フェスティバルについての質問がございました。これについてはどう考えるのか。ご質問の中に川口委員さん、人権の今までの行政、国あるいは町がやってきた行政というものは、評価をするものだという話がございました。そういうお互いのその共通認識のもとで今まで進めてまいりました。そして、それが一定の成果が出てきているというふうに評価をしているわけですから、そういうことだと思うのですけれども、私もそういうものを行って行く中で事業の成果というものが出来ていると思います。しかし、毎回ご質問等で答えさせていただいておりますけれども、差別事象がある限り続けていくのだという基本的な考え方に変わりはありません。そういうようなことでこの人権フェスティバルについては、比企郡市の人権フェスティバルの実行委員会というものを各市町村で立ち上げまして、ここが中心となって進めてきているわけであります。

それでそこの中に参加を、出席をしていただけた人たちが昨年度嵐山町で集約をさせていただいたわけですが、今までない人が人権に関心を持って出席をしていただいたということでございます。それで今お話ですと、その同和関係のことが中心でというようなお話でしたけれども、そういう認識、それだけの認識ではあれだけの人は集まらないと思うのです。

ね。そうではなくて、人権というものについて、しっかりみんなで考えていきましようという共通認識があればこそ大勢の人が参加をしていただいて、それで今までにない成功をおさめたと、周りからの評価をいただいているような状況ができてきたというふうに思います。ですので、これからも先ほど申し上げておりますように、基本的に人権の差別事象がある限りこういうものは続けていきたいというふうに考えておりました。比企郡市の人権フェスティバル実行委員会が行う事業については、今までと同じように協力をして、参加をしていきたいというふうに考えております。

また、セイメーファームの問題ですけれども、どのように取り組んできたか。そして、どう考えているのだということでございます。川口委員さん、こちらが言う前にいろいろご理解をいただいていることと思うのですけれども、私がお世話になって4年前、それまでのセイメーファームさんと地元の皆様方との関係というのは、地元の人が話をする。行政の役場、私どもが話を聞く。そして、それを事業者伝える。事業者から返ってきたものを役場が聞いて、そして地元の住民の皆様にお伝えをする。そういうような形だったのですね。これではやっぱりお互いの信頼関係が生まれにくいのではないだろうかというふうに考えまして、杉山地区の町政懇談会のときなんか盛んに指摘をいただいたわけですけれども、できるだけ直接話をすることができないものだろうかということで、業者の方にも話をお願いをしてまいりました。そういう中で地元と業者とそして町と三者が会って話を、お互いの状況を話し合う機会をできるだけつくりたいという形で進めてまいったわけですけれども、そういう状況ができてきたと。

それで具体的には、そういうような状況ができてくる中で4年間過ぎ、そして今年の場合には6月の1日に地元の役員さん、それからセイメーファームさん、町が三者での話し合いを6月の1日に行わせていただきました。それで今出たその臭気、においの問題なんかは一番雨期、梅雨のときなんかは多いのではないかというようなことがあって、このところで調査をしろというのがそのときに出たわけでした。その調査なんか話し合いをする中で6月中に実施をさせていただいた。それから、そういうものを受けて話し合いをしてくる中で、8月の頭のころ、8月の10日ですけれども、地元の住民の皆さんと、そして三者で話し合いを持ったということで、また8月の中旬、8月の21日ですけれども、地元の皆様方とそれから行政も含め先進的な取り組みをしているところに見学、見に行き、それでお互いの情報交換を深めてきている。そういうような状況でございます。それでそれらの先進的な取り組みをしているようなところのいい結果が出ているようなものについては、できるだけ取り組んでいきたいと思いますよというようなことになってきて、現在そんな

ような状況で三者で話し合いが進められている中で、できるだけいい方向を探っていきましょうという状況で話し合いを進めているところでございます。

以上です。

○渋谷登美子委員長 川口委員。

○川口浩史委員 それでは再質問をしていきたいと思えます。まず補助の問題なのですが、そうですか、検討委員会をつくって、そこで検討するということでもありますか。それはそれでしっかりやっていただきたいというふうに思うのです。一応町長に伺いたいのですけれども、町長の施政方針では5年で補助をやめるということを述べているわけですね。やはり期限をつけてやめる補助もあると思えます。でも、ほとんどは目的を達したか達してないのか。達したものに対して補助をやめるということは、その基準が大事であって、初めから期限をつけての補助のあり方というのは、これはいかがなものかなというふうに考えざるを得ないのですね。そういうことでこの考えに今もそのお考えになっているのか、少し柔軟になってきているのか、伺いたいと思えます。

それから、教育問題で不登校、非行、いじめ、とても先生だけではやり切れないということで、そのとおりに思うように思いました。その先生がどんなに頑張っているのか、ちょっとその一端をもしわかっているのでしたらお聞かせいただきたいというふうに思っております。ちょっとその点よろしくお願ひしたいと思えます。

それから、学力テストの問題でこの問題は判断をするにはまだまだ先のことだと。これ2回やっているけれども、とりあえずは満足できるということであるわけですね。この学力テストをやらないとわからないのということを考えると、学力テストというのはほかでもやっているわけですから、嵐山町の基礎学力が、子供たちの基礎学力がどの程度理解されているのか、ここが基準なわけですよ。ここが理解されていけばいいし、まだ不十分であればどうやってそこを理解してもらうように勉強の仕方を進めていくか。カリキュラムを変えていくか、そういうふうになると思うのですよ。そうすると、学力テストというのは実際に必要なテストなのかということがこの前もラジオで言ってきましたけれども、やっぱりちょっとそういう点があると思うのですよね。この学力テストを今後やっぱり心配なのは埼玉県知事も公表して、もっと勉強しろと、低いところは勉強しろというようなことでの公表を言っているわけですが、やっぱりそういうことを考えると愛知県の犬山市は学力テストを受けていない自治体ですよ。やっぱりそういう判断も必要ではないかなというふうに思うのですけれども、見解を伺いたいと思えます。

それから、教育格差の問題なのですが、義務教育は無料で云々と

いうことでおっしゃって、そういう点ではそうですよね。私は塾に行くというのがいいなんて思ってません。塾に行って教育力を高めるというのは、決していい方法だなんて思っていませんけれども、現実にはそういう面というのはやはり出ているのかなと思うのですよね、一般的にそういうふうに言われていますからね。この教育長の今の答弁ですと、恐らく調査というのはされてはいないのかなと思うのですよ。塾に行っていない者同士での教育力、学力というのがどうなのか、やっぱりこれは今格差問題で言われているわけですから、子供たちに最低限学んでもらうところだけは理解してもらおうような、それが親の収入によってそれもできないとなると、やはりまずい問題ですので、ぜひこれは調査をしていただきたいというふうに思うのですけれども、ちょっとその点を伺いたいと思います。

それから、人権フェスティバルです。たくさんの方が来たということで、私も1万4,000人ということだとたくさん人が来たのだということでは驚きました。このたくさんの方が来て、多くの方がほとんどの人は人権の問題、差別の問題をなくしたいということに来ていたというふうには私は理解しています。ただ、問題は主催団体等の関係から見ると、同和から見ますとこれだけの人がやっぱり同和に関心を持っているのだということの間違ったメッセージを送るというか、間違ったとらえ方をすることになると思うのですよね。そういう点で複数の団体というか、先ほども申しましたように、教育問題、男女の問題、障害者の問題、病気でも差別があると、そういういろいろな団体等が集まってこういうものをしていくというところには意義がありますけれども、同和に限ってしまうとこの差別事象というのがあるというのですけれども、なかなかそれはもう発見できない現状ですから、これはもうこれでやっていくのでしたら、私はやめていくことが必要だというふうに思うのですけれども、その点町長の見解を伺いたいと思います。

最後に、セイメーフームの問題です。これは確かに町長のおっしゃるような方向というのが大事なのかなというふうには思うのですけれども、なかなか地元としてはもう何年も苦しんでいますので、そんなに待てないと。もちろんその会議に町長自身出て行って厳しい意見も聞いておられますから肌で感じていることだと思いますけれども、やっぱり地元の人にはもうあのおいに、音にもう悩まされ続けてきたわけですから、一刻も早く解決してほしいということを願っているわけですよね。そういう点で町がこういう話し合いの場をつくっただけで十分だったのかということを考えると、もう少し行政の持っている力、法律の持っている力と前にもお話ししましたが、セイメーフームに改善命令ができるということを町長はできるということを悪臭防止法で明記されているわけですから、やっぱりそういうところまで踏み込んで

やっていくことが必要であったのではないかというふうに思うのですけれども、その点の見解を伺いたいと思います。

○渋谷登美子委員長 加藤教育長。

○加藤信幸教育長 1点目の不登校等の問題から見て現場の先生どんなに大変かの一端をというお話であります、教員の日常的な職務というのは幾つかに分かれておりまして、児童生徒に直接携わる授業だとか、あるいは2点目は児童生徒の指導に間接的にかかわる成績処理であるとか教育相談とかそういう面ですね。3点目は学校運営とかそういうものにかかわる。例えば職員会議であるとか校内研修であるとかあるいは出張であるとか。4点目は外部対応と、こういう大きく4つあるのですけれども、実はこの4点目の外部対応というのは、ここに来ての課題でモンスターペアレントという言葉がありますけれども、非常に学校に多様な要求が求められて、社会的な状況にもよりますけれども、これらに対して大変であります。そういう中で日常の業務も平日の残業、それから家への持ち帰り業務、それから部活動を中心とした土日の出勤と、これらについても現実的に結構ございます。そういう中で非常に頑張っている。これらを国のほうも教員の負担軽減プロジェクトチームをつくって、どこをどうチェックをすれば負担が軽減になるだろうかと、現在プロジェクトチームをつくって対応中であります。しかし、これは日々のことですから学校ではいろんな事務の効率化であるとか教育行政で言えば、出張関係を減らすとかそういう具体的な対応をしているところであります。

2点目、学力テストですけれども、学力についてこれを調査をやらないとわからないのかということではありますが、学力については全国調査というのは40年ぶりに復活をして2回目ですね。そのほかに埼玉県独自で埼玉県学習状況調査というのをやっています。2点目はいつも申し上げている3つの達成目標の学力ということで、読み書き計算の基礎的、基本的な事項についてのこれを毎年全県一斉にやっていると。そのほかに日々期末調査だ中間テストだとかそれらを総合的に見ていくと。ただ、今度の全国学力調査というのは、国としての施策、国としての事業で日本の子供たちの学力を国際的に見てどうなのだろうという、そこからどういう文部行政を展開していくのかと。具体的には全国学力調査を継続的に行って、そして教育課程をあるいは学習指導要領を工夫改善したらどうなのだろうかという、国としての事業ですので、これはもう私ども義務教育ですから当然実施して行って、それを効率的に活用するということが私どものねらいであると思いますね。市町村名だとか学校名を公表して低ければもっと勉強せよと、それは全然違う観点でありまして、およそ学力というものの要素というのは、1つは基礎的、

基本的な知識、理解。2つ目はそれを活用した思考力や判断力や表現力を育成しましょう。3つ目は学習意欲や学習習慣の定着、この3つがかみ合わさっているの、数字的なものとそれから意欲や態度面、これらを総合的に見ていきますと、今度の学力調査ではテストだけではなくて、生活状況調査もやっておりますので、それらもよくこれから町としても検証して、指導の向上に努めていきたいと考えています。

3つ目は義務教育は無償だから云々とそのとおりでありますけれども、川口委員さんは収入が低い子供の学力はどうなのか調査せよということは、義務教育においてそういうことはできないということだけお答えしておきます。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 岩澤町長。

○**岩澤 勝町長** 3点についてお答えさせていただきます。最初に、補助金の問題についてお尋ねがございました。補助金を初めから期限をつけるのはどうなのか、その考えに変えるつもりはないかということでございます。19年度の施政方針で住宅リフォームの助成制度について、5年を経過しており、利用者の動向をかんがみながら廃止をすることとしたと。財政状況は大変厳しい中、助成制度を行う場合は今後も期間を限定して行っていきたいと考えております、こういうふうにお答えをさせていただきました。話をさせていただきました。その考えに変わりはありません。補助金の制度というものがずっと今まであるわけですが、そういう中で補助金をいつまで出したらいいのかというのがあるのですね。それで議会でも質問がいろいろ出るわけですが、その補助金というのは成果が出ているのか。まだ続けるのか。逆にそういうようなこともあるわけです。ですので、やはり期間を限定をして、そしてその補助金の成果といいますか、事業の成果というものが出ているか出てないか、しっかり検証をして、それでまた次に続けていくのか変えていくのかやめるのか、その判断をすべきだという基本的な考え方は変わっておりません。その1つとして、地域のコミュニティー事業というのを始めさせていただいて、3年ということでその期限が切れて、新しいスタートをしております。それは3年間コミュニティーの事業をやっていただいて、だんだん始めたときの趣旨に合ってきたような地域の皆様方がそれぞれの立場でまちづくりに参画をしていただけるような状況、そういうようなものが大分醸成をされてきたという判断のもとで2期目をスタートをさせていただいております。こういうようなことで補助金については、今後も検証に検証を重ねながら、どう進めていったらいいのか、続けていきたいというふうに思っております。

それから、人権フェスティバルの件ですが、人権についての今の

やり方の中では同和行政というようなものと人権のあり方というものでちょっと違ったとらえ方をしているのではないだろうかというような質問だったかと思うのですが、人権というものについて訴えかけてあれだけの大勢の人たちが集まって、それで人権についてみんなで考える、参加をしているわけですね。特に嵐山町において行った場合には、今までにない人が集まっていただけで、広い範囲の人たちが集まっていたと思います。ですから、委員さんおっしゃるように、特定の人たちだけがどうするということではなくて、今までにも増して広い範囲の人たちが、特にいろんな形で人権に関心を持って参加をしていただいたというふうに考えておりますので、間違ったとらえ方というものはないというふうに思っております。

それから、セイメーファームの関係ですけれども、話し合いの場だけ町はつくったと。だけれども、それだけで十分だったのかということでございます。十分でないから話し合いを続けてきているわけでありまして、これをこれからも続ける中で問題解決を一日も早く進むようにやっていきたいというふうに思います。

ただ、今ちょっと気になることはあれなのですが、何か早く進むように事業者が事業をやめるような話も行政としてとれるのではないかという話ですけれども、嵐山町といたしましては、事業者の事業が進展するように産業の振興という立場からそちらのほうでも大勢の町民の皆様方が職場としている方も多いわけでありまして、そちらの面でもしっかり取り組んでいかなければいけないというふうに認識をしております、話し合いの場を続ける中で今の問題をできるだけ早く解決をしていくようにしたいと。それには先進地の視察というものを地域の皆様方も含めてやっていく。そして、こういうやり方もあるよというようなことを研修をしてきているというようなこともございますので、そういうものを今後取り入れていけるのかどうか、検討しながら一日も早い問題解決ができるように期待をしているところでございます。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 川口委員。

○**川口浩史委員** 教育の関係ですが、なかなか先生は大変だなという中で不登校、非行、いじめ、こういう問題に対応しているということが話されて少しわかったということでもあります。きつともっともっと大変な状況があるのだろうなと思います。先生方に頑張ってくださいというのは、余りにも軽過ぎるのですけれども、教育長としてはこういった対応にはやっぱり先生に頑張ってもらおうと。また、さわやか相談員だとかそういう人にもきちんと対応していただきたいということでお話していただければと思います。そういうことでこの件は結構です。

1つだけセイメーファームの問題で、事業者がやめるといってお話をちょっと聞いて、悪臭防止法のたしか8条だったのですけれども、町長は改善命令ができるということなのです。改善命令を出すのがどうして事業者が事業をやめるといふふうにとらえてしまったのか。別に事業をやめなくても済むわけですよね。改善をしてもらえばいいわけですから、私も何もセイメーファームに仕事をやめろなんて、そういう思いで今まで当たってきたわけではありませんので、改善をしてもらうということなのです。だから、そのため、それには強い措置も必要ではなかったのかということ伺っているわけで、いや何改善命令までやってしまったらほかに理由があつて改善命令までは出せないよというのであれば、それは私も理解できればわかりましたとなりますけれども、事業者に事業をやめろということで私は申したのではありませんので、そういうことでちょっとご理解いただいて、改善命令まできちんと出して、早期の解決をしていくということが必要だと思いますけれども、町長の見解を伺いたいと思います。

○**渋谷登美子委員長** 岩澤町長。

○**岩澤 勝町長** セイメーファームの質問ですけれども、改善命令という話ですけれども、強い命令といいますか、行政指導、これが強くなっていけば川口委員さんおっしゃったような状況というようなことになるわけですよ。だけれども、問題が固まってしまって、少しも進展してないと。それで私ども行政の立場あるいは地元の皆様の言うことが一つも業者側に入らない。地元の住民の皆様のご意見というのが業者に一つも入らないというようなことになってしまった場合には、何らかの方法というか強い命令というものはどんどん必要になってくると思うのですけれども、ご承知のように今本当に話し合いがされている中で、ではこういうのはどうだろう、こういうふうについてみようではないかというようなことで、お互いに知恵を出し合う中で進んできているわけでありまして、そういう方向をこれからも進める中で、今言ったような強い行政指導ということではなくて、話し合いの中で一日も早い問題解決を図っていきたいというふうに考えております。

○**渋谷登美子委員長** 続いて、安藤委員。

○**安藤欣男委員** それでは総括質問をさせていただきます。5つにわたってお願いをしたいと思っております。まず、第1点は自主財源の確保についてなのですが、国の税制改正、とりわけ税源移譲の影響もあつて、町民税が高くなったという結果としてそういうふうな流れになりつつあります。その影響もあつてかと思いますが、未納者あるいは未納額とも前年度に比しても前年度からとすると約1,000万円増加をしております。かつまた滞納繰り越し分、これも相変わらず相当な額になっておりまして、全体的には2億5,984

万ですから2億6,000万という額になるのですね。臨宅徴収等々も実施しながら大変努力はされているのは認めますが、確かに近隣町村から思えば嵐山町の収納率は大変高くなっておりますから評価をいたしますが、そうは言いながらこれからまた国保のほうもあります、そちらのほうでも大変厳しさが出ています。この問題をどうとらえて今後どう対応していく、一層徴収率を上げるための対応はどうそれを考えていくのか、お伺いをしたいと思います。

それから、自主財源の確保としますと、やはり企業誘致も大きな課題でありまして、近隣町村でも盛んに企業誘致の努力をしておるわけですが、嵐山町はどんなような努力等をしてきたか、お伺いしたいと思います。

それから、2番目は行政の執行体制がグループ制に変更されまして2年半、約2年半だと思っておりますが、経過をしております、これをどう評価をしているか。かつまたグループ制で問題点があるのではないかというふうなことも感じるのですが、問題点とすればどういうものがあるという認識なのか、お伺いしたいと思います。

それから、第3点ですが、各課にわたって印刷製本費があります。それから需用費として隠れてしまっているところもあるかなと思っておりますが、印刷製本費として掲げているのがかなりあります。これを委託先がどのようになっているのか。また、契約の方法が規模によってそれぞれやり方が決まっているのだと思うのですが、随意契約等々もちろんあると思っておりますが、その進め方がどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

それから、4番目、私質問を先般やっておりますが、昼の12時のサイレンの吹鳴が停止されました。安く上げるため、上げるという方法ができたということよかったですとは思っておりますが、ただ長時間作動しないことがあって、それがもしでは緊急に必要でサイレンを鳴らさなければいけないというようなことが起こってくるやもしれませんが、この作動が適正に行われるかどうか、この点検方法はどのようなふうなやり方をできるのか、お伺いしたいと思います。

それから、5番目ですが、去年は町制施行40周年の記念すべき年でありました。それにふさわしいといいましょうか、小千代山の購入ができたわけです。3,851万ちょっとの金額を投入して市街化区域の近くに緑地が確保されたということは評価すべきことであります。この購入に対しては、いろいろ議論もあつたりして財源確保なんかも努力をされて購入ができたわけですが、この最後の契約がきちっと行われたのだというふうに思っておりますが、何か苦労があつたりあるいは現在未買収の土地もあるわけですが、これらの対応はどのようなふうに進められるのか。また、これ購入するために条例が

できて寄附を受けましょうということがあるわけなのですが、これは今後どういうふうに進めて対応していくのか、この辺についてもお伺いをしたいと思います。

以上ですけれども、お願いいたします。

○**渋谷登美子委員長** 安藤総務課長。

○**安藤 實総務課長** サイレンの吹鳴につきまして私のほうからお答えをさせていただきます。本年の4月1日から防災行政無線あるいは正午のサイレンの見直しということで、正午のサイレンに変わって防災行政無線からチャイムを鳴らすという方向に改めました。安藤委員さんは毎日のサイレンは点検を兼ねてサイレンが実施をされてきたことだから異状があったときに心配だというお尋ねだと思います。年2回このことによりまして、どう正常に作動しているかどうかを確認するため、年2回の定期点検を実施をしていくというふうなことでなっております。それから、昨年の場合、火災が約20件発生したわけですが、このときに正常に作動しているか確認ができるというふうなことでなっております。これは嵐山に限らず同様の方法をとっている試聴については、こういう方法で行っているという状況でございます。

なお、仮に異状が発見できた場合には、直ちに修理をするということで臨みたいというふうに考えております。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 副町長。

○**高橋兼次副町長** 私のほうから3点にわたってお答え申し上げたいと思います。まず、グループ制の関係でございます。今安藤委員お話のように平成17年の6月に機構改革の基本方針というのを定めまして、それに従ってグループ制が導入をされたというふうなことでございます。当町17課局あったのが13課局へ、34係あったものが24グループに整理をされてスタートいたしました。グループ制の意義というのは幾つかあるわけですが、徐々に職員の数が減っていくという中で、どう町民の複雑多岐な要望にこたえていったらいいかというものは組織の柔軟性と申しますか、いうものも必要だろうというようなこともございました。デメリットと当初言われたのが幾つかあるのですが、今私どものところにこういうところはどうかというものは余り聞こえていません。したがって、それなりの成果は出ているのかなというふうに評価をしております。

そして、このグループ制を導入して何が一番大事かという、課長、そして副課長、いわゆるリーダーの意識というのですか、そこが一番大事だと言われておまして、これからもそういう職員研修というものを改めて実施をし

ながら、よりこのグループ制が機能するように今後も考えていきたいなというふうに思っております。

それと2点目の随意契約の関係でございます。ちょっと19年度の随意契約、印刷製本費のを調べてみましたところ、全体で34件ほどございまして、すべて契約の方法については随意契約ということでございます。50万円以下については、随意契約ができるということになってございまして、それを超えているのは主要の施策の説明の中で見ていきますと、3つほどございまして、1つは議会だよりのこと、そしてまた広報らんざん、これはいわゆるページの単価契約、1ページ幾らということですからこれはまた別の考え方なのかなと思っております。1つは、ごみの資源分別化のカレンダー、これが97万円ほどございまして、これについては、3社から見積もりをとって、一番安いところと契約をしているというふうなことでございます。それと印刷製本だけではなくて、随意契約についてはいろいろ今課題がございまして、近隣の市町でもいろんな問題がございました。したがって、今年度今いろいろ整理をしております。どういうものにどういう問題があるのかと。いわゆる委託の方法、それが随意契約の自治法で求められているこれに該当するからこれは随契でいいのだよとかいうものもございまして、今全体的に整理をしております、町の契約規則等もございまして、その改正だとかいうものを現在見直しをしております、新しい来年度から一定の方向で全課統一をしてやっていこうというふうに今のところ考えております。したがって、今申し上げましたように、ほとんどのものが50万円以下の契約規則に基づいた随意契約というふうなことでございます。したがって、今後そのやり方だとか今どういう課題があるのかとかいうものもちょっと整理をして、新しい年度から全課統一をして一定の方向を出していきたいなと考えております。

それと小千代山の関係でございますけれども、最終的にきちっと契約ができて、常に町へ所有権の移転が済んでおるということでございます。苦労というお話がございましたけれども、やはり相手が名義上は関東興業という名前でしたけれども、朝鮮総連ということがございまして、朝鮮総連そのものが新聞紙上でいろいろ出てまいりましたけれども、それなりの課題がある。そしてまた、それらの資産というものをRCCに抑えられるということがございまして、RCCと朝鮮総連は裁判をやっているということで、したがって、お互いに話し合いはしませんと。ぜひだから町が間へ入って進めてくださいということでしたので、町が両方と連絡を取りながら、最終的に額も決まって所有権の移転もできたということでございました。

なお、未買収の土地が現在何筆かございます。1つは千手堂の共有地というのが頂上あたりにございまして、それについては今地元でいわゆる区

長さんが中心になって寄附をしていこうと、町へですね。ただ、全体の方がすぐ賛同が得られるかどうかというのは問題もあるようですけれども、大体の方は千手堂の共有地については、町に寄附していこうというふうな形で今進んでおりまして、区長さんと町が一緒になってその手続を今進めていこうというふうに考えているところです。

そしてもう1筆は、バイパス沿いにこれも何人かの方が共有で持ってまして、これも朝鮮総連に売った土地と。ただ、仮登記みたいな形になっておりまして、これも今共有者と話し合いを進めておりまして、一定の条件のもとでこれも将来そんなに先に寄らずに何とか町のほうへお譲りをしていただけないかなというふうに考えております。

それとそのほか4筆ほどがこれも仮登記、田んぼですので、ついているのですけれども、これはなかなか所有者の関係と申しますか、難しいのかなというふうに考えております。したがって、わずかな、そんな大した面積ではないのですけれども、これについては、なかなか難しい、将来にわたっても難しいかなというふうに考えておりまして、そのほかの残された千手堂の共有地とバイパス沿いの1筆については、近いうちに町のほうに所有権、1筆は寄附、1筆は買うようになるかと思えますけれども、決まりをつけていきたいなというふうに思っています。

今後なのですけれども、今当然補助金がかつて緑地の関係で買ひまして、そのときの条件がありまして、緑地として指定をしていくのだというふうなこともありましたので、今来年の3月をめどに特別緑地保全地区の指定をいこうというふうに考えています。安藤委員おっしゃるようなあいうふうな場所で利用の仕方というのはいろいろ考えられるのかと思っております。今後せつかく町が公有地化しましたので、その土地が町民、町の内外にとっていろいろ活用ができるようにそれなりの施策も考えてみたいと思っております。

それと寄附の関係ですけれども、現在約60万を超えるほど寄附が集まっております。19年の10月の30日から9月の25日までを集計しましたところ、約60万5,000円ほどの寄附がございました。多い人ですと個人的に10万円を寄附するとかいうものもございますし、後は団体が何かのチャリティーをやったときに集めたものを寄附していただくとかいうものが現在中心になっております。したがって、この寄附の関係については、またいろんな形のPRを進めながら、できるだけたくさんの方から浄財を集めて、今後この里地里山づくりについて有効な活用ができるように啓蒙とかお願いをしてみたいなというふうには考えております。

以上です。

○渋谷登美子委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 2点についてお尋ねがございました。1点が自主財源の確保ということで収納税の関係でございました。この税の問題につきましては、決算審議の中でも皆様方からご質問をいただいて、担当課長から答弁をさせていただいております。そういう中で話をさせていただいてきておりますけれども、税源移譲が起きて、そして個人住民税の徴収率というのが全国的にどこでも落ちてしまってきている。嵐山町でもご多分に漏れず徴収率が0.8%低下をしてきてしまっております。こういうことがこの財政難の折どこでも厳しくなっているわけですが、そういう中で4年前お世話になってから早い段階で税務課の収税について収税係の強化といいますか、そういうようなことで取り組んでまいりました。

先ほど安藤委員さんからもご指摘をいただいて、評価をいただきましたけれども、これがこういうものが配られてまいりまして、町民個人住民税の納税率、市町村別ということでございますが、嵐山町の場合にはベストテンの9位、19年度は個人住民税の納税率が9位です。9位というのは、こんなにこうある中でここなのですね。この、こんなに下があるわけですね。これだけ収税係を中心としてみても本当に頑張ってくれているわけです。そういう中なのだけれども、ちょっと落ちてしまってきているということで、本当に厳しい状況でございます。全国的な研修会、首長研修会なんかに出ていきますと、どこの町村長も収税には苦労している話は出ます。特に景気がこういうような状況になってきて、話を聞くのが温泉地の入湯税がお金が入らないというようなことで、大変苦しんでいる。そういう地域では大きなウエートを持っているわけですので、大変厳しい状況だという話が、だけれども、これはどこもそういうような状況でございます。

そういうのにどう対応するかということですが、今までの収税の基本的なこと、こういうものにより一層忠実にしっかり対応していかざるを得ないということございまして、まず新たな未納者というものを出不さない。早期に納めていただくように、そして後で引っ張っていかないような形で電話催告あるいは文書の催告というようなことをやっていく。そして、滞納者の人数をふやさないようにそういう取り組みを強化をしていく。基本的なことをしっかりやっていきたいということで、収納率を下げない。上げるような形をとっていききたいというふうに思っております。収税については、本当に財源の一番しっかり確保できる内容のものでございますので、これからもより取り組んでいく枠組みをきっちりやっていきたいというふうに思います。

企業誘致ですけれども、ご承知のよう小川町という町にホンダの大きな工場が来るということで、急ピッチで進んでいるところでございます。そういう

ものも含めて、嵐山町にもいろんな引き合いというのではなくて、調査ですか、問い合わせといいますか、そういうような状況が発生をしてくております。そして、発生してくるであろうということで、町内でも研修を行いました。ある銀行の調査部のところをお願いをいたしまして、そういうところの情報もみんな共有をする研修会も開かせていただきました。シャープの亀山工場というのがありますけれども、シャープのテレビに今有名な女優さんがやっているあのテレビですね。その亀山というところは、かなり引っ込んだところだそうなんですけれども、そここのところに工場ができて、どういうふうに地域が変わっていったのか。そして、どういうところがそのところに足りないのか足りたのか。何がそここのところに誘致を引っ張ってくれる要素があったのかというようなことも含めて、お互いに企業、大きなものが来たときにほかのものがどうなのだろう。職員の人たちはどうなのだろう。定住というのはどういうところでやってもらえるのだろうというようなところの基本的な知識というものを勉強もいたしました。そういうものを受けて、できるだけ職員全員がアンテナを高く、特に関係する課の職員等を中心にそういうようなこと、研修といいますか、関心を持ってまいっております。そういう中で産業振興を中心に対策をとってきたわけなんですけれども、ご承知のように、もう4年前から花見台の工業団地のいわゆる氷漬けといいますか、そういうような土地あるいは買ってあってもそここのところに工場が建たない。あるいはそうでなくて出入りをしないようなところについては、県の企業局等にもお話をしまして入れかえといいますか、そういうような形がとれてまいりました。現状ではかなり元気のある企業群が全部張りついてくれているなというふうに思っていますけれども、経済というのは動いていますから、今いいから来年いいのだとか去年よかったから今年がいいということではありませんで、常に動いているものでございますので、そういう企業群の状況を見ながら企業の誘致、そういう土地、場所等があるとすれば、どんどん取り組んでいくようにこれからもやっていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○渋谷登美子委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 再質問させていただきます。税金の納付に対する取り組みについては、今町長から県下では9位になってきたという町の努力の成果が公表されましたけれども、滞納繰り越し分の確保というものは非常に難しい、現年度もそうですが、滞納繰り越し分の収納ですか、特に最近経済が動いていますから法人の関係、これなんかもっと厳しくなるのではないかと思うのですが、法人の関係で償却資産で滞納繰り越し分の中に極めて厳しいものがあるのどうか。それが、これは償還でないかわからない部分が

あると思います。滞納繰り越し分で法人の関係だとどの時点でどういう情報を得る努力をしているのかということ、その辺がわかりましたらお願いしたいと思います。

それから、企業誘致については、努力をされていることがわかりました。ただ、嵐山町でも新たに企業が張りつけるようなところも考えていく必要もあるのではないかと思いますので、特にそんな大きくありませんが、インターの中の土地だとか、これなんかも一定の町として何かひとつ手当てをしていく時期に来ているのではないかと思いますので、その辺についてお伺いをしたいと思います。

それから、この企業誘致と職員のグループ制の関係もありますが、何か特別に誘致の担当といいたいでしょうか、そうしたものも必要なのではないかと思いますので。この考え方についてお伺いしたいと思います。

それから、2番目のグループ制なのですが、13課局 24グループになって、今柔軟性ができていい面が多いということなのですが、ただグループ制でやっぱりみんなと一緒に議論、共有するというのはいいのですが、初めから共有していますから間違ったところとか、そうしたところがチェック体制、課の中でチェックがし切れない部分もあるのではないかなと思っているのですが、細かくなりますが、各担当課でかかわっているとその団体にチェックがありますから、それが一番初めみんなで渡ればではない、初めからそのことが共有されていますから、そのチェック体制についてはどういうふうの問題があったかないか。私はちょっとあるような、だんだん出てきているのではないかと思ったわけですが、その辺についてお伺いしたいと思います。

それから、3番目の印刷製本費の関係ですが、落としてしまったのですが、34件すべて随契だと。これは町内業者なのか町外なのかをお伺いしたいと思いますので。全体的には来年度この随契についても見直すということが今答弁にありましたが、見積書そのものは随契でも当然必要なのですが、きちっとその辺は対応しているのでしょうか。現実的に町内業者は私は1社だと思っていますが、2社あるのか3社あるのか。かつまた随契で価格の適正化がそれがきちっと把握ができていますかどうか、その辺を現時点で反省点がありましたら来年見直すということですからいろいろ問題点がありましたら見直していくことはお願いしたいと思います。

4番目のこのサイレンの吹鳴については、年2回やっているということですからやるという契約、契約になっているということですか、はい。それではわかりました。

それから、5番目の小千代山の関係でございますが、所有権移転も完全

に終わりましたということでございますので、よかったなと思っていますが、朝鮮総連とRCCの関係がありましたので、大変苦慮も私自身は心配のところもあったのですが、所有権移転がスムーズに行われたということでございますので、その努力に対しましては評価をいたします。

ただ、未買収地といいましょうか、残っている土地もできるだけ寄附の方向が出ているとか、共有地については買収ができそうだとかという答弁でございます。できる限り確保ができればいいかなというふうに思っています。

ただ、この緑地の特別緑地というふうに位置づけるようになっているのですが、この特別緑地というこれの法的なというか、特別緑地にするとどんな利点が出てくるのか。こういう呼び名の緑地が今あるのかどうか。ただ、特別に町も緑のトラスト緑地もありますし、かなり自然保護といいましょうか、そうした緑地はふえてきているのですが、この里地里山を有効に町民の森みたいなものにしていけるのかどうか、緑の中で散策をすとかジョギングすとかそうしたものができるようなコースをつくるとか、市街地に近いところですから今後そういう単なる自然として残すのではなく、みんながそこで緑が体験、体験といつか日々紅葉ができたりあるいは一角には萩のエリアをつくるとか、オミナエシのエリアをつくるとか、そういう多目的な公園の要素も中には含めたらどうかと思っていますが、私のそれは意見ですけれども、今後の考え方についてお伺いしたいと思います。

それは後は寄附のことにつきましては、今後も続けてPRもしていければいいかなと思っています。まだまだ緑地の里山づくりについては、これからも進めていかなくてはならない課題だというふうにとらえていますので、大いに宣伝をして寄附者がふえるように努力いただければありがたいと思います。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 質疑の途中ですけれども、暫時休憩をいたします。おおむね10分間で11時まで休憩します。

休 憩 午前10時48分

再 開 午前11時01分

○**渋谷登美子委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

安藤委員の再質問は終わっておりますので、答弁をお願いいたします。
富岡税務課長。

○**富岡文雄税務課長** それでは、安藤委員さんの税に関するご質問についてお答えいたします。まず、法人の償却資産に関するご質問ですけれども、法人の固定資産税の中の償却資産、これにつきましては滞納はほとんどございません。ただし、企業等が倒産した場合、倒産した場合にはこの滞納に

なる可能性が出てきます。

それから、企業の情報収集ということですが、これにつきましては、固定資産税につきましては、年4回の納付書を送付しております。その固定資産税の納付状況、それから予定納税が年2回ございまして、これの納付状況、予定納付税とそれから決算の納税、その状況。それから、月々他の公共料金、電気ですとか電話等のこういった情報も考慮しております。それから町外の企業等につきましては、仮に納期限までに納付がなかった場合には、督促状、それから催告書等を発送したときにそれが戻ってくるといことがございまして、そういうときはちょっと危ないかなと、そんな感じでとらえております。

以上でございます。

○**渋谷登美子委員長** 副町長。

○**高橋兼次副町長** それでは、まず企業誘致のところのインターの中のというお話がございましたので、その現状について私のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。この関係につきましては、当面総合振興計画の中でそれなりの位置づけがございまして、町とすればできるだけ早く誘致の企業に来ていただければ一番ありがたいかなというふうに基本的には思っております。

現在あの中に地権者の方がおられまして、地権者の中の考え方というのは、できればあのエリアの中を1つの企業で誘致をしたい、誘致をお願いをしたいというふうに基本的に考えているようです。したがって、現在地権者を代表する方とデベロッパーだとかいうところで現在今話し合いが進んでいるようです。産業振興課も中に入りまして、近々また一度会うというふうなことにもなっているようです。したがって、今申し上げましたように、町もどこかの時点でやはり今まで以上に少し積極的にかかわって、一日も早いあそこが企業誘致ができればいいのかなというふうに思っております。いずれにしても一番大事なのは地権者の皆さんが今1つの方法でということがある程度出てまいりましたので、一定の前進がそのうちにあるのかなというふうに基本的に考えています。

グループ制の関係ですが、チェック体制に問題がというふうなお話もございました。グループ制が導入されたからどうだとかというのではないかなというふうに思っているのですけれども、現実的にちょっとチェック体制で少し問題があるのかなというふうに私も考えています。先日も課長の皆さんにお話をしたのですが、何かやはり事務的なことでミスが起こったときにそれを二度と繰り返さないようにはどうしたらいいかということで、やはりチェックの機能というのですか、簡単なマニュアルだとか、だれでもこれを見

ればこうだとかというものをもう一度ここで見直さなければいけないのではないかなというふうな形で改めて指示をしたところでございます。したがって、その辺についてはそのときにも申し上げたのですけれども、野球はスリーアウトだけれども、我々の事務はツーアウト、最初間違いがあったときはそれなりに許してもらえるところもあるのかなと思うのですけれども、二度と同じ過ちを繰り返すのはまことだめだということで、その辺もう一回徹底をしたいなというふうに考えています。

それと印刷製本ですけれども、先ほどちょっと委託先について失礼をいたしました。34件の中で町内が23件、町外が11件というふうなことでございます。町内には印刷のほか成人式の写真だとか看板だとかというのが入っておりますので、23件のうち1件ずつがありまして、そのほかについては町の業者をお願いをしているということでございます。

見積書のお話でございましたけれども、この辺ちょっと過去の慣例に流れ過ぎてて見積もりの徴取について少し考慮が足りなかったのかなというふうに現在考えておりまして、先ほど申し上げましたように、今それらを現実的にどういうふうになっていて、これはこうだから来年度からこういうものは徹底をしていこうということで方針を改めて今見直しをしているところでございまして、その辺についてはおわびを申し上げたいなというふうに思っています。

それと同時に価格の適正というのも何が適正かというのを判断するのは非常に難しいと申しますか、というのが現実です。したがって、先ほど申し上げましたように、来年度に向けてやはり複数業者からきちっと一定のものについては見積もりをとって、価格の適正化に向けてさらにやっていく必要があるのかなというふうに基本的には考えております。

それと小千代山の未買収地については、先ほど申し上げましたように、できるだけ早く調整をして確保ができればというふうに考えております。

特別緑地保全地区の指定でございましてけれども、これは都市計画決定をして指定をしていくということでございますから、一番の利点は将来にわたって担保されるというふうなことかなと基本的には考えております。今回町有地になったところを指定するというところでございますので、そのほか一般的にあるところを指定をしていくと税の控除があるとかいうものがございましてけれども、今回町有地でございまして、将来にわたって都市計画決定をして担保、いわゆる緑地として担保がされるということかなと思っております。

それと今後の考え方でございましてけれども、いろいろお話がございました。現在小千代山、行った方はご存じかと思っておりますけれども、中に散策路ができております。それとやはり体験と申しますか、町外の方の団体さんも一

緒に町の団体と色々な活動をしております。いろいろ今萩だとかオミナエシのお話もございましたけれども、それは今後の課題かなと思っております。

いずれにしてもそういうことがあそこにふさわしいかどうかというのは、この里地里山の委員会の立ち上げもございますので、そういう方の意見だとかあるいは町民の方の意見を聞きながら、将来どうしていったらいいかというものは1つのこれからの方針について考えていく必要があるのかなというふうに思っております。町民の森というふうなお話もございましたけれども、それらについても今後の課題かなと思っております。

いずれにしてもちょっと考えておりますのは、先ほど緑のトラストというふうな話もできましたし、この小千代山もそうですし、女性教育会館の下敷地あるいはオオムラサキの森、蝶の里、これらをちょっと全体的に1つのルートと申しますか、いうものを将来どう考えていったらいいかと。単発というのではなくて、町が持っている自然の資産をいかに有効に使っていくには1つの散策ルートと申しますか、いうものをちょっと全体的に考えていったらいいのかなというふうには思っております。いずれにしても委員会等の意見を聞きながら今後小千代山については、より有効な活用ができるようにやっていきたいなと思っております。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 岩澤町長。

○**岩澤 勝町長** 税の質問につきまして担当課長から細かな点についてお話をさせていただきました。答弁させていただきました。その中で滞納繰り越しについてのお話がどう取り組んでいくのだというお話がありましたね。それで滞納繰り越しの決算の審議の中でも再々課長のほうから答弁をさせていただいておりますけれども、そういうものを発生させないということが一番の問題だと思うのですね。それには納めやすい状況をつくるのだと。そして、そういうものに対していろんな取り組みをしておりますよということを書いてまいりました。それには今ちょっと話がありましたけれども、催告をしたりとか、それからこれを電話でやったりとかいうことであります。そのほかに夜間の臨宅だとか土曜開庁、納税相談ですとか休日臨宅とか、こういうようなことをやっているわけですね。それで特に土曜開庁の中で税に関する窓口に来ていただける人というのは、18年度に比べて19年度のほうが増えてきているのですね。そういうようなものもやって、できるだけ納税にご協力をいただきやすいような体制をつくっていくことが必要かなと、そういうようなことでこれからはしていく。それと滞納繰り越しの分について、今も課長のほうから話しがありましたけれども、いろいろやる中である時期動かなくなってしまうところがあるわけですよ。そういうときにやっぱり何らかの判断をしてなけれ

ばならない厳しい状況になるわけですが、そこに行かないような形をそれまでにできるだけとっていくということが基本かなというふうに思っております。

それから、企業誘致の人的なことの対応について何か考えがないかということでございます。企業誘致もご承知のように景気に物すごく左右をされるわけですが、町の考え方として、ここ数年が勝負というふうに考えています。ですので、こここのところで景気後退が起きてきておりますので、大変先行き厳しい状況にあると思うのですが、いずれにしても短い期間でございますので、そのところをどうとらえて、どう対応していくか。それには委員さんおっしゃるような人的な対応をかなり強化というようなものも図っていかないとけないかなというふうには考えております。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 安藤委員。

○**安藤欣男委員** 1点だけ要望……印刷の関係ですが、最近とにかく印刷機、あっちこっちで印刷機、これ借上料なんか入っていますよね。内部で印刷が可能なものはできる限りそうした対応がとれないものか、その辺1点伺います。

○**渋谷登美子委員長** 副町長。

○**高橋兼次副町長** 今印刷のお話ですが、今でもできるだけ自分たちでできるものはやっていこうということではしております。ただ、何と申しますか、いろんな計画、町の中でたくさんございまして、今までは少しお金をかけてかなり立派な冊子とかつくっていたこともございます。ただ最近ではできるだけその辺を簡略と申しますか、やはり一定の時期に必要なものための計画ですからやっぱりそれはそれなりの考え方によって、できるだけお金をかけずに、なおかつ有効なものを印刷をしていくというのは大事かなというふうに思っております、ご指摘のように今後もその辺については十二分に考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○**安藤欣男委員** わかりました。

○**渋谷登美子委員長** 続いて、清水委員。

○**清水正之委員** それでは、総括質疑させていただきますけれども、まず19年度の決算については、町民1人当たりの税負担が17万8,000円、それから歳出では29万円という形になっていると思います。この数字がどうかということではなくて、先ほど町長のほうから話がありましたように、全国的に徴収率が落ちているというお話ですが、決算の中での課長の答弁にもあったように今回の税の調定率そのものについては、税源移譲に伴

って税額が上がっているということで、所得そのものは変わらなくても必然的にそういう形で税額が上がっているというふうに思うのですね。そういう面では住民の税負担というのは一昨年と比べて大きくなってきているのだというふうに思っています。したがって、徴収率も悪くなっているというのは当然の結果なのかなというふうに思っています。そういう点で、では住民のサービスそのものが嵐山町の中でどうなっているのかということなのですが、第1点は、福祉の面でのサービスです。実は私とりわけ障害福祉サービスそのものの表をつくったわけですが、1つは嵐山町の中でこれだけのサービスが充実をしてきているのかなということが1点と。その反面、それを利用している人たちが、利用する人が余りにも少ない部分があるのではないかと、いうふうに感じています。具体的には、例えば介護給付の中で身体障害者については、4事業ある中で3事業が1年間利用がない。これは知的障害者については6事業ある中で1事業が利用がない。それから精神障害者についても4事業のうち3事業が利用がない。それから児童サービスについても5事業のうち3事業が利用がないということで、そのほかに入浴サービスや寝具洗濯乾燥は年間を通じて利用がなかったという面からすると、せっかくあるサービス、町が充実してきたサービスそのものをこの利用がないということについてどういうふうに考えているのか、まずお聞きをしたいというふうに思います。

それから、今燃油の高騰で非常に住民そのものも大変になっているし、全国的にもとりわけ生活困窮者については、灯油の福祉サービスを実施をしている町村がふえてきました。そういう点では嵐山町についてはフォローアップ事業で農業者についての燃油の補助が事業があったとは言いながら、そういう対応をしていただいたということがあって、実はではせっかくそういう発想が浮かんでいるのであるとすれば、なぜ中小企業や生活困窮者の人たちの対応を図ってこられなかったのかということをお聞きしておきたいというふうに思います。

同時に中小企業者については、19年度の決算で14億9,000万円以上の現在融資をしているということで、限度額の引き上げが果たしてできなかったのだろうか。限度額今7万円という話があります。もう少し引き上げていただければ、商工中信金のほうからの融資を受けてくれる人が、受けられる人が積極的に出てくるのではないかなというふうにも考えます。限度額の引き上げの検討がされなかったのかどうか、お聞きしておきたいというふうに思います。

それから2点目ですけれども、不法投棄の関係です。家電も含めて不法投棄が現在もあるし、民地の部分も含めると相当数出てくるのかなというふ

うに思うのですね。そういう面では、1つは家電リサイクル法の徹底をもう少ししていけば、家電の部分の不法投棄というものはなくなるし、一般家庭の実は今年になってから土日の収集というものを広域議会も含めて提起をさせていただきました。そういう面からすると、今年事務レベルの話し合いをしていくという広域の中での答弁があったわけですが、いずれにしても広域行政で取り組むべき大きな課題だなというふうに思っていますね。そういう面では、19年度も含めてこうした家電リサイクル法の徹底あるいは不法投棄をしないようにする方法としての1つの方法なのかなというふうには思うのですけれども、話を聞かせていただきたいというふうに思います。

それから、3点目の先ほどの質問の中にもありましたインターチェンジの中の企業誘致の関係ですけれども、そういう面からするともう既に農用地の除外等が既に終わって、後は具体的な話し合いに進める段階になっているのかなという感じを受けたのですが、以前の話ですと、まだ農用地の除外が1つのクリアできてない部分、手続が終わってない部分があるのだという話がありました。そういう面ではすべての手続が終わって、後は企業誘致をどれだけ進められるかという段階にまで来ているのかどうか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、4点目ですけれども、さわやか相談室の話です。一般的にいじめについては子供たちのシグナルをまずつかむのだという話が一般的にされているわけですが、19年度状況ですと、具体的にどの相談がどの学校からというのがつかまれてないというふうに感じました。そういう点では私は各学校、まして父兄からの相談事業もあるということになってますし、ではどの学校からどういう相談をというのをきちっと把握をして対応していくということが大切なのかなというふうに感じました。そういう点ではそれを把握することによって家庭、学校、それから地域という対応がとれてくるというふうに思います。特にさわやか相談室では、以前は各学校に置いてあったわけですが、今回は中学校だけになっていたと思います。そういう面では小学校の対応も含めて、やはり各学校ごとの状況把握というものをきちっとしていくことによって、各学校で起きている状況、生徒の状況あるいは家庭の状況というものをつかめてくるのではないかとというふうに思います。そういう面では、中学校だけの相談ではないわけですから、その辺の把握をしながら教育の、とりわけ子供たちの状況をつかむということが私は必要なのではないかとというふうに思っています。考え方を聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、最後ですけれども、契約の問題です。契約の問題では、東松山の問題が今大きな問題になっています。私は東松山の問題は予定価格

の設定の仕方あるいはその方法や手法というものが東松山の市役所の中での問題が大きいかなというふうには感じています。そういう点では嵐山町の場合は、すべて質疑の中でもあったように、プログラムの中に金額を落として、町が設定価格を公表する、設定をするというふうになっているというふうなお話ですから、その辺の心配は要らないかなと思って安心はしていました。

そういう面ではこの反面、職員に対する負担というのはかなり大きくなってきているのかなということも感じています。実際的に繰越明許の場合は課長のほうでは買収の問題だという話はありませんでしたが、ここの補助事業を使っただけの本数が非常にふえてきているというふうに思います。そういう面ではこれから5年間この本数というものがかなりふえてくる中で、私は職員体制も含めてこの機構改革をしていく必要もあるかなというふうには感じています。それは都市整備課だけではなくて、健康福祉課も含めてのやっぱりとりわけ課長さんについての負担というものあるいは副課長の人たちの負担というのは非常に精神的にもふえてきているのかなというふうには思っているのですけれども、そういった面も含めての機構改革というものを今後検討する必要があるのかどうか。

それと同時に実は小規模登録についてもなかなか登録はしてあるのだけれども、仕事が回ってこないという話も聞いています。そういう面では実は平沢の区画整理の事業が今年度11本出ているかと思うのですけれども、1社だけで6本取っているのですね。そういう面からすると、町そのものができるだけ地元企業優先にしながら同じいろんな事業所に仕事を回そうという方針を持っているわけですから、そういう点でのやっぱり平沢だけではなくて、そういう事業を受け持つところについては、町の方針をやっぱり徹底をしていってもらいたいというのが基本なのではないかなというふうに思うのですね。そういう面からすると、この小規模登録あるいは随契の、工事の随契で同じところが取っているということがどれだけあるのか。また、平沢の区画整理については、どういう方法がされているのか、最後にお聞きをしておきたいというふうに思います。

○渋谷登美子委員長 木村都市整備課長。

○木村一夫都市整備課長 それではお答えいたします。区画整理の関係についてお答えいたします。1社で6本というお話なのですけれども、確かにクリーンタウン平沢の7月25日の発行につきましては、1社で6本取っております。ただ、区画整理事業につきましては、道路整備事業と違いまして、面的に整備をしておりますので、1本の道路を発注したとき、街区の造成だとか宅内ますだとかそういうものを不随して一緒に発注ができればいいので

すけれども、そういうものを崩して発注ができないというような事情から1路線の発注に基づいて3つの随意契約が出ているというもので1社が6本取っているというような状況でございますので、ご理解いただきたいと思ます。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 小林学務課長。

○**小林一好教育委員会学務課長** それでは、大きな4点目のさわやか相談員の関係につきまして私のほうからお答えをさせていただきます。19年度の状況で各学校別の把握をしているかというようなことでございます。相談員さんにつきましては、中学校区単位という形で菅谷中学校と玉ノ岡中学校、2人おるわけでございます、その校区、例えば菅谷中学校であれば菅谷小学校のほうを見ていただいたり、玉中のほうについては志賀小と七小のほうを見ていただくと、小学校区も管轄してやっているという状況でございます。そういった中で計数ですけれども、菅谷中学校が全体で昨年度1,588件ありました。このうち中学生が1,310件ということで、大半が中学生からの相談でございました。それから、玉中につきましても1,794件、このうち中学校が579件ということで、後は保護者とかいろいろあるのですけれども、そういったことで件数があるわけでございます。内容とすると、菅谷中学校、玉中のほうも同様なものがあるのですけれども、特に不登校、この関係が菅谷中学校については192件あるいは性格だとか学業、こういったことになるわけですけれども、性格行動が187件、学業等が218件、こういったものが多い。玉中につきましても不登校関係が189件、学業等が125件、こういったものが数字で出ているというふうな状況でございます。

そういった中で小学校もどうかというような、考え方はどうかというようなことございまして、その辺についても私どもとすると重要だというふうに考えております。相談員さん、必要に応じて小学校のほうにも出向いていただいて、小学校のほうとも連携を図りながらやっているところでございますけれども、この辺はなお一層推進が図ればいかなということ、また校長会等を通じて検討というかそういうことを含めてやってみたいというふうに考えております。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 副町長。

○**高橋兼次副町長** まず、インターの中の関係についてお答えを申し上げたいと思ます。農用地の除外ができたのかというふうなお話でございました。これはまだそこまで至っておりません。どういうことかと申しますと、町全体の農振農用地の計画の見直しをするということがございまして、その中で総合振興計画に位置づけられているインターの中については、農用地の除

外を考えたわけです。ところがそれはできませんでした。どういうことかという、企業の進出が確定をすると同時に除外をするのだということなのだそうです。まこと県の、県と申しますか、農水省のほうそういう指導みたいなものがあるのだというふうに聞いておるのですけれども、我々とすればきちっとこのエリアについては企業誘致をしていくのだということがはっきりしているから、町も計画上除外ができるのかなというふうにも思っていたわけなのですけれども、それが残念ながらできなかったということでございまして、いわゆる企業が確実にこの企業が出るのだと、はっきり決まりますと、当然都市計画法の手続が進んでいきます。それと同時に農振農用地の除外の手続が進んでいくということなのです。したがって、今申し上げましたように、この会社が出るのだというはっきりした時点で都市計画法と農用地の除外の手続が進んでいくというふうなことでございしますので、一日も早くある企業というものが確定をするのが一番のことなのかなというふうに考えています。

それと職員体制、機構のお話がございました。先ほど町長も企業の関係で人的にというふうなお話がございまして、間もなく町が新しい年度に向かって機構をどうしていったらいいかということでプロジェクトチームを組織をしていきたいと現在考えています。今幾つかの課のお話がございましたように、かなりいろんな分野を1つの課でやって、大変管理職の職員の皆さんにご負担をかかっているというふうなお話もございまして、それらをどういうふうにしていったらいいかということで、この機構改革については近々プロジェクトチームを組織をしまして、新しい年度に向けて対応していきたいというふうに考えております。

地元企業の育成については、先日もお答え申し上げましたけれども、例えば建設工事の30万円以上のところで見ていきますと、18年度がこれは金額で町内に発注できたものが20.18%でした。それが19年度は33.58%ということでかなり発注ができたのかなというふうに思っています。基本的には地元でできるものについては、できるだけ地元が発注をしていきたいというような基本的には考え方を持っております。ただ、時代の流れが一般競争入札の問題だとかいうものがございまして、あるいは電子入札、先日も商工会さんを通じて説明会を2回ほど開かせていただきましたけれども、そういう方向に進んでいっております。したがって、それにはそれなりに地元の企業の方の電子入札に向けてそれなりに取り組んでもらわないとなかなかまた難しい時期が来るのかなというふうに考えております。いずれにしても、できるだけ地元活性化には町が発注するもろもろのものができるだけ地元が発注できればいいのですけれども、片や先ほど申し上げましたように、競争性の問題がございまして、なかなか難しい時代に来ているのかなと

いうふうには考えております。いずれにしても町の考え方については、それぞれの事業をやっている団体のほうにも基本的な考え方は伝えていきたいなというふうに考えています。

以上です。

○渋谷登美子委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 住民の生活を守る取り組みということで福祉のサービスあるいはフォローアップの話が出ましたけれども、中小業者への対策、対応というご質問がございました。最初の福祉のサービスが使われていないのではないかと質問でございます。これを委員さんのほうから大変細かいご資料を提供いただきまして、見させていただきました。確かに使われてないことが、ゼロのところが大変多いのですね。それでこれを係に調べてもらいました。その結果、特に障害福祉サービスの中で障害者の自立支援法に基づくメニュー、これを年間を通じて利用者がいないサービスといたしましては、身体、知的、精神の各障害をお持ちの重度訪問介護、これでありまして、このサービスが利用をできる方というのは、1日4時間以上訪問介護を受けることが必要な方で、町内には該当者がいないため結果として実績がゼロとなくなってしまっていますと。そして、行動の援護についても知的障害を持っている方が1名ということで、1名が該当者でありますので、お示しをいただいたこの資料の中のように扱われない事業というのが結果として多くなってしまっているということでございます。しかし、そのほか福祉のサービスで利用者が少ないところもあるわけでございますので、今後も窓口での細やかな対応を図るとともに、定期的に広報してサービスの存在をお知らせしていきたいというふうに考えております。

それから、中小業者への対応ということでございまして、融資のお話が今例に出されました。19年度14億2,000万以上という話がありましたけれども、これに対して利子補給等の話があったわけですがけれども、対応はちょっと薄いのではないかとございまして。確かに十分なあれはできないわけですがけれども、融資の限度額の引き上げというようなことでもございましてけれども、利子補給の話だと思っておりますけれども、この利子補給というのは、基本的に前にも話をさせていただいたことがあるかと思っておりますけれども、金利がいつも高いときに始まった事業なのですね、これは。それで金利がこんなに高くはという部分で、いわゆる利子補給をして金利を実際下げていくということで始めたわけですがけれども、ご承知のように現在は下を張っていくぐらいの金利が下がってきているわけです。それでこの融資と金利の問題を考えたときに、今一番ちょっと問題なのは、この融資を受けられる人というのは、もうかなりそれなりの何といいますか、あれがあるので受けられ

るわけですが、受けられない中小業者もあるわけですね。それで特にこの14億9,000万円という融資があるのですけれども、この中身で何億とすることを融資を受けている方と何十万円というのを受けている方がいるのです。それでその中で一律に補助金を支払った利子で割ってその割合で支払っているというような状況がありますので、額をたくさん借りている人には当然その補給分は行くわけですが、少し借りている人にも少し行くわけになるわけですが、そういうことがこの利子補給の何というのですか、実質といいますか、効果といいますか、これがぴったり合った事業なのか補助なのだろうかという、そういうのをちょっと考えながら出して、それでこのところまで3年かかって減らしてきて、この事業に出しているものをほかのところに変えてきているわけなのですけれども、そういう高額の何億とすることを融資を受けられる事業者とそれから何十万円という融資を申し込む中小業者とあるわけですので、零細業者とあるわけですので、そういうものを含めた中でこれからの細かいサービスといいますか、応援ができるような形がとっていければいいなと思っています。ただ、委員さんおっしゃる様に満足なことができていくということですが、フォローアップで農業ではもうこういうことをやっている。だけれども、ほかのところではどうなのだというのですが、変わった形で中商工会等に補助を出しているのが先日質問がありましたけれども、指定事業費に対しての割合というのは、要するに会費を上げないというようなことが根本にあるわけですので、そういう形で商工業者への応援というのはそんな形でやらせていただいている。これからもいろんな形で丁寧に考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** すみません。答弁漏れですが。

○**岩澤 勝町長** ごめんさない。2番目のきれいなまちづくりというほうで、不法投棄、それから家電、それと土日の収集ということですが、きれいなまちをつくるのにも不法投棄が大変多いではないかということでございます。全くそのとおりでございます。不法投棄をなくすのだと。それには家電リサイクル法、これを徹底をする必要があるのではないかと。そして、それと同時に家電をそういうことでやるのには土日きり動けないご家庭もあるので、土日の収集ができないものだろうか、こういうことだと思うのです。それで不法投棄ですが、不法投棄の種類がここにあるのですけれども、大変多いですね。それで確かにこういうものを減らすのに町では美化清掃運動、それと町内、町の職員によって定期的に毎月行っております清掃活動、それから区長さんとか地域の皆様方からこのところこんなにごみ出されているよという不定期に住民の皆様から不定期不法投棄の処理、それ

から処理の困難なもの、タイヤだとか医療廃棄物とかこういうようなものをいろいろやっているわけですが、19年度で約16トンそういうものが合計で出されている。それから、不法投棄された家電製品なんかエアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機等が52台という数字も出ています。こういうようなものを出さないような形でやっていかいけないのではないかと、お説のとおりだと思います。それで、それには収集がしっかりできるような形でということでございますけれども、この前の答弁で事務レベルの話し合いをして、小川地区の衛生組合と一緒に取り組んでいきますよという話をしました。それでこれには前向きに取り組んでいきますよということで話をしたわけですが、粗大ごみの土日の収集については、事務担当の会議を開催をしております。それで7月の31日には担当者の会議があったのですが、粗大ごみ持ち込みについては、各市町村で持ち込みの証明書を発行する必要があると。それでそれを発行するのに前提として土曜日の開庁がどこが行われているかということなのですが、ときがわ町が毎週土曜日、それで嵐山町が第1、第3の土曜日、小川、滑川、東秩父はないということございまして、開庁日に合わせてこの証明書、持ち込みの証明書の発行は可能であるということなのです。それで近隣の粗大ごみの状況で松山は第2日曜日に半日、川島町が第1、第3、第5の土曜日午前中というようなことでやっているのですが、前にもお話をしましたように、このところで衛生組合のほうで人的な人間がそのところでも必要になってくるわけなのです。そのところがどこまでの対応ができるか。それと共同歩調ということになりますので、やるところとやらないところが出てきたものがどういうことになるのかというようなことで、小川地区衛生組合の事務局を中心に担当部の会議を進めているという状況でございます。嵐山町としてはお話を前回もしたように、できるだけごみに対する取り組みにご協力をいただけるわけですから、そういうもののできるだけ対応がしていければいいなというふうに思っています。

以上でございます。

○**渋谷登美子委員長** 清水委員。

○**清水正之委員** 福祉サービスですが、ちょっとやっぱり介護保険が入って、自立支援法が入って、それに該当しなくなった部分を町は対応していくというふうになっていると思います。そういう面では町そのものは介護保険の利用料の助成だとか自立支援法の利用料の助成、とりわけ自立支援法については19年度から町長の施策で入れていただいたというふうになっているわけです。そういう点はあるにしても、やはりその部分、私介護保険のほうちょっと調べてないので何とも言えないのですが、やはり該当者がいないという部分はそれはそれでいいのかなというふうには思うのですが、や

はり介護保険なり自立支援法なりの漏れた部分についてのサービスの提供というのは徹底を強めながら利用していただくというのがやっぱり方向性ではないかなというふうに思いますし、とりわけ自立支援法の利用料そのものが19年度でたしか8万何がしかだったかなというふうに記憶はしていますが、その自立支援法そのものもサービスの利用だけではなくて、医療に対する問題も含めてこの助成が受けられるような方法がとれないかどうか、ちょっとお聞きをしておきたいというふうに思うのですが。

それから、燃油の補助ですけれども、中小企業の融資の問題は今の状況の中でとりわけ融資を受けようということもなかなか難しいかなというのは実際の問題として私もそういうふうに思います。ただ、ここで10月でガソリン少し下がりましたけれども、やはり全国的にはもうとりわけ老人世帯だとかそういった人、ところに対する灯油の補助というのは随分19年度、それから今年ということで広まってきている状況があります。そういう面では今後の対応として町はこの中小業者に対する燃油、それから生活困窮者に対する灯油の補助、どういうふうに考えておられるのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、家電リサイクルですけれども、家電リサイクルを徹底するということは、これ徹底する、していると処理費がかかってくる。家電リサイクルの場合は、徹底すればするほど家電の処理に対する費用をメーカーのほうに払わなくてはならないという面が出てくるのです。だから、そういう面からするとまだ少数ではあるのですけれども、その処理費の補助を出している自治体もあるのですね。1つはやっぱり補助を出すかどうかという問題よりも、その家電リサイクルで不法投棄をなくすというのは、家電リサイクル法そのものの処理をどういうふうにしていくかという徹底をしていくことによって私はなくなってくるのだというふうに思うのですね。上の不法投棄のこととは全く住民の対応は違ってくるというふうに思います。そういう点では特に不法投棄の場合は、やっぱり休日収集をどれだけ徹底するかあるいは家電リサイクルの場合は、その法律そのものをどれだけ徹底するかということで不法投棄そのものがなくなってくるのかなというふうに思うのです。そういう面では少し広域的に進んできたのかなというふうには感じています。ぜひ土曜日だけではなく日曜日も含めての収集を提案していただければというふうに思うのですが、考え方をお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、インターのところですけれども、そうすると企業を決定しないとすべては進まないというふうに受けたのですね。そういう点では1つの企業でということ今話し合いが進んでいるということでもありますから、ぜひそれを進めていただければというふうに思います。いずれにしても先ほどの話で

はないですけれども、町の財政を確保するという点では、花見台そのものが嵐山町にとってはいい教訓にもなっていると思いますし、あそこの土地そのものをどう活用していくかというのは、町の財源にとっても大きい問題になってくるだろうなというふうに思います。

1つ県のほうの対応だけちょっとお聞きしたいのですけれども、先ほどの話し合いですと、企業が確定すれば除外も都市計画決定もその時点ですぐに対応はしていただけるというふうな約束みたいなものが県の対応としてとられているのでしょうか。これだけちょっとお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、さわやか相談室ですけれども、先ほど課長が答弁したような話ではないのですね。いずれにしても中学校2校しか置いてないわけですから、その中で19年度も小学校からの対応が相談があるというふうに多分答弁があったと思います。だとすれば、先ほど言ったように、では何曜日に小学校のほうにということがとれるのであればそれはぜひとっていただきたいというふうに思うのですが、各学校、今は中学校ですから中学校の相談は把握ができるというふうに思うのですけれども、小学校3校の相談をどういうふうに反映をして、どういうふうにつかんで学校も行政もそれに対する対応をどういうふうにしていくかということは、各学校で起きている相談事を学校ごとに行政も相談員さんも把握をしておかないと対応ができないのではないかと。たしか決算の中ではどこの、どういう相談が、どこの学校からの相談だかよくわかりませんという話だったと思うのです。そういうことであれば、ではその相談に対する指導というものはどういうふうにされるのかというのが、その部分までやっぱりきちっとつかんでおく必要があるかなというふうに思いますね。少なくともさわやか相談員がどこの学校の相談で、学校との対応、それから行政との対応というものをそこでとっていくことによって問題が少しでも早く、敏速に解決ができて、そういう点ではいろんな問題を早く芽を摘むというか、そういう言い方をするのはよくないのかもしれないのですけれども、そういうことがやっぱり今嵐山町の中では求められているのかなというふうに思うのですけれども、お聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、平沢の区画整理の話はなかなかそういう意味では難しいかなというふうには思うのですが、どうしても住民の側からすると1社が随分多いなど、何でなのだろうという疑問はいろいろ出てくるのだと思います。住民の人も嵐山町のいろんな業者が入ることによって、それだけやっぱり町の活性化というのは起こってくるのだろうと思うのですね。だから、そういう点では町が進めている契約の方法をきちっとやっぱり補助団体であっても遂行する必要があるかなというふうには思うのですね。その辺の考え方をちょっとお

聞きをしておきたいというふうに思います。

○**渋谷登美子委員長** 暫時休憩します。午後の再開を1時半からとします。

休 憩 午前11時58分

再 開 午後 1時30分

○**渋谷登美子委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行します。

既に清水委員の再質問が終わっておりますので、答弁から始めます。

井上健康福祉課長。

○**井上裕美健康福祉課長** 障害者の医療の件につきましてお答えをいたします。

自立支援法の施行前の障害にかかわる公費負担医療といたしまして、精神通院料あるいは厚生医療、育成医療があったわけですが、法施行後になりまして、これが自立支援医療に変わりました。この関係につきましては、障害者自立支援法に基づくこの医療で対応している部分、それからその他の方についての部分でございますけれども、そういった方につきましては、重度心身障害者の医療費支給事業、これがございまして、この中で対応させていただいていると、このことが今の現状でございます。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 木村都市整備課長。

○**木村一夫都市整備課長** それではお答えいたします。契約の関係なのですけれども、町の契約ここで試行錯誤いろいろやっているわけなのですけれども、そういうものについて組合のほうの事業もそういう形で鋭意やっていけないかというようなご質問だと思うのですけれども、組合については定款と工事請負規定に基づきまして工事入札なり何なりの事業を進めているわけですが、そういうものについても町のほうがきちっとした形が出たという段階におきましては、理事会、また総代会にかけてそういうふうにしていければというふうに考えております。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 加藤教育長。

○**加藤信幸教育長** さわやか相談員ですが、清水委員さんおっしゃるように、いろいろなだれにも悩みが打ち明けられない子供たち、そういう悩みについて家庭、親ですね、それから学校、行政、地域含めてできるならばそういう情報交換を共有して対応したのが早いのではないかとおっしゃる趣旨はまさにそのとおりだと思います。このさわやか相談制度ができたのは、平成8年度ですからもう12、3年になるわけですが、埼玉県が先駆けて、全

国に先駆けた制度なのですけれども、相談相手がいないと、話し相手がいないと、そういう中で1人で悩んで深刻な状況になっていじめ、またはいじめによる自殺が出てきたりとかあるいは不登校がさらに増長したとか、何とか歯どめをかけようということで県単事業で発足をしたわけであります。清水委員さんおっしゃるように、この制度の趣旨は小学生も中学生も大体内容等の相談のベストスリーというのは、親、友達、それから担任、学年によって違いますけれども、この3つです。しかし、こういう対象相手に相談できないで1人で悩んでいる。早目に小さなサインを見逃さずに未然にということで、全校配置にようやくなったわけでありますけれども、昨年度から県が3分の2負担して、市町村が3分の1負担する不登校対策事業です。相談活動についてどうなっているかということですが、毎月相談員から教育委員会に相談ケースや相談内容が上がってきて把握しております。延べ相談件数も人数も昨年度は3,382名と。対象も小学生、中学生から小中学生の保護者、それから教員等々含めております。

具体的な対応ですけれども、清水さんは小学校の相談内容について情報をできれば共有してというお話ですが、カウンセリング相談の鉄則というのは秘密を守るというのが、プライバシーを守るというのが原則であります。しかしながら、緊急的なこととか、このことは中学校にもあるいは小学校にも情報を伝えたほうがいいのではないかということについては、毎月相談員が小学校訪問をしております。それから、これはさわやか相談員だよりという、こういうのが毎月小学校の保護者に全部伝わっています。プライバシーを配慮しつつもこういう相談内容については、こういう対応をしますよとか、そういう後でお届けしますけれども、そういうことでなるべく情報を共有していくと。相談方法も予約の相談とかチャンス相談、その場その場だとか、電話相談であるとか、飛び込み相談もありますし、手紙の相談もある。とにかくさまざまに形に対応しますよというのがこの趣旨であります。内容もいじめ、不登校というのは意外に少なく、自分の性格、行動のことだとか部活のこととか進路のこととか、好きな男の子のこと、女の子のこととか、そういうことでも気楽にお話し相手になろうというのが趣旨ですので、できる限りプライバシーと秘密を守ることを原則にしつつも、共有できることは共有して行政も含めて地域、学校、親と連携してこの事業をさらに進めさせていただければと考えております。

○渋谷登美子委員長 高橋副町長。

○高橋兼次副町長 企業誘致についてお答えいたします。企業が決めれば、県が対応してくれるかということですが、そのように聞いております。

以上です。

○渋谷登美子委員長 岩澤町長。

○岩澤 勝町長 中小企業対策ときれいなまちづくりのごみ問題ですけれども、ガソリン、灯油の値上げ、そういうものに対して、中小企業への町の取り組みはどうかということでございます。大変厳しい状況になってきておりました、日本全国この景況感というのが悪化をしてきているということでございます。政府のほうでも今の日本の経済状況というのは、全治3年だと。喫緊的には景気対策、そして短期的には行財政の改革を進めていく。そして、長期的には構造改革を行って経済成長を図って、日本の強さを発揮していくのだということでございまして、そういう今の現状では景気対策の話が中心になっているようでございまして、そういうような状況がこれから、近々そういうような状況が今でも国会で論戦を、きょうあたりからするのではないかと思うのですけれども、そういう状況。そしてそれにまたもう一段そういう景気対策をやっていくのではないかとと言われております。そういうような状況を見ながら推移を見ていきたいなというふうに思っております。

こういう状況ですので、灯油あるいはそういうものに対してどれだけ町で補助ができるかということでございますが、油に関してはここのところ毎月とか、毎週とか値下げの状況も来ているようでございますので、ちょっとこの景気停滞のところでもより油については下がっているのではないかという気もしておりますけれども、そういう推移をこれから見ていきたいなというふうに考えております。

また、きれいなまちづくりの中で不法投棄をなくしていく。そして家電のリサイクルについても徹底をしてやっていくのがいいのではないかとということでございまして、それには一番最終的に土曜、日曜日のごみの収集も考えてください。日曜日も考えてくださいということでございますが、この家電のあれについては、リサイクル法で決められているような状況でございまして、委員おっしゃるようにこれを徹底するとよりお金がかかってくるのだということでございまして、しかしさらばとってこれを実施しないことには、家電のごみといいますか、不法投棄等がどんどんふえていくわけでございますので、町といたしましては、こういうようなものがより徹底をいたしますように周知の徹底を図っていきたく思います。

また、日曜日の収集もしっかり考えていくべきだということでございますが、先ほども話しましたけれども、このごみの何というのですか、出すための証明書の発行というものがありますので、開庁しないことにはそれが発行できないというような状況でございます。現状では土曜日に開庁しておりますので、その範囲内でやらせていただける方向で当面は進めてまいりたいなというふうに考えております。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 清水委員。

○**清水正之委員** それでは、最後なので契約の問題だけちょっとお聞きをしておきたいのですが、いずれにしても今町の方角として入札あるいは随契を含めお話をしていくという方向になっていくのかなというふうに思います。そういう面ではその方向に沿っていろんな事業、補助金を出しているような事業団体あるいはそういったものに、団体についても同じような方向でしていくということのかなというふうに受けたのですけれども、現時点での考え方をお聞きをしておきたいというふうに思います。

○**渋谷登美子委員長** 高橋副町長。

○**高橋兼次副町長** 今お話のように先ほども申し上げましたように、特に随意契約をめぐる案件でいろいろ課題が出ておまして、近隣の市でも今年度中には一定の方向を出すというふうにも伺っております。我々もそれらの情報をできるだけ早く入手をして、全体的な契約の方法について法にのっとり、条例にのっとり、規則にのっとり、きちっとした形をもう一度ここで見直しをして、問題のないようにしていきたいなというふうに思っています。したがって、これらの方針が決まれば今お話のようにいろいろ関係する団体にも町の考え方をお伝えをして、全庁的にいろんな契約がコンプライアンスと申しますか、いうものにのっとり事務手続が進んでいくように今後もしっかり考えていきたいというふうに思っています。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** どうもありがとうございました。平成 19 年度一般会計歳入歳出質疑については、これで終了いたします。

これより討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**渋谷登美子委員長** 討論を終結いたします。

これより第 59 号議案 平成 19 年度嵐山町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○**渋谷登美子委員長** 挙手多数。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

休憩します。

休 憩 午後 1時41分

再 開 午後 1時44分

○渋谷登美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○渋谷登美子委員長 第60号議案 平成19年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は一括して行います。

どうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 ちょっとページではないのですけれども、ないと思うのですけれども、資格証明書の発行数というのは、何件だったのでしょうか。

それと発行したところ、方の所得水準というのわかっているのでしょうか。どういう所得水準に発行したのか、わかっているならば伺いたいと思います。

それから、短期証の発行数。それとその所得水準、同じ考えでお聞きいたします。

それから、これここでも聞いてもだめなのだと思うのですが、滞納者の所得水準というのは、ここでもちょっとわからないと思うのですが、念のため伺いたいと思います。

それと説明書の159ページ、説明書ではないかな、決算書かな、決算書では121ページ、この医療給付費がふえているわけだよね。何でこんなに大幅にふえてきたのかというのが理由がありましたら伺いたいと思います。

以上です。

○渋谷登美子委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 お答えさせていただきます。まず、資格証明書の発行件数ということでございます。資格証明書につきましては、平成20年の一番私のほうで今ちょっと手元に持っている資料が5月の時点での資料なのですけれども、それでお答えをさせていただきます。資格証明書の発行件数が17件でございます。

それから、同じく短期証、こちらの発行、交付枚数が86件でございます。

なお、その所得水準というお尋ねなのですけれども、この発行している方たちに対する所得水準というのは、大変申しわけございませんが、調査してございません。

それから、いわゆるもう1点のほうの療養費、医療費ですね、こちらのほうが18年から19年にかけて非常に伸びているけれども、その内容はということでございます。内容につきましてちょっと具体的には調べてはおらない

のですけれども、全体としてまず高額の医療関係が実は伸びております。と
いいますのは、1点、お一人はかなり大きな金額でありますのが、病名を言
って特定されないと思うので、あれなのですが、血友病の患者の方が1人い
らっしゃいまして、この方に対する医療費が1年間で3,800万ぐらいかかっ
ております。それから、大きなやはり高額のものとなりますと、いわゆる透析
関係の方、この方が2名だったと思うのですけれども、いらっしゃいます。そ
ういった中で18年から19年にかけて総体的に医療費が上がっているとい
うような状況になっているところでございます。

以上でございます。

○**渋谷登美子委員長** 富岡税務課長。

○**富岡文雄税務課長** 2番目の滞納者の所得水準はということでございま
すが、ただいま町民課長の答弁にもありましたように、滞納者の所得水準に
つきましても調べてないということで把握しておりません。

以上でございます。

○**渋谷登美子委員長** 川口委員。

○**川口浩史委員** そうすると、資格証明書なのですが、今までの説明ですと
生活が苦しい、厳しい人には資格証明書を発行していないのですよと、金
が、お金がありながら払ってない方に対して出しているのですと、こういう説
明でやっているわけですよ。それで、お金がありながら払わないという人
に対して出すというのは、私は結構なことだというふうに前々から申していま
すし、今もそうですね。そういう点では別にいいのですけれども、ただ生活が
厳しい人に出していないということがはっきり言えるのかということが言える
と思うのです。つまり所得水準がわからなくて発行してしまっているわけす
よね、17件。この方が全部お金があるのだということが言えるのか、その所
得水準がわからなくて言えないわけですので、私が結論言ってしまうてはあ
れですけれども、そういうことが言えないと思うのですよね。いや、それでも
何、こういう理由でお金のある人にだけ発行しているのですということと言
えるのか、ちょっと伺いたいと思います。

それとちょっと私も質問落としてしまったのですけれども、この高額のとい
う人が全体的にふえて医療給付費の引き上げになっているということで、こ
れ毛呂山町の資料なのですけれども、毛呂山町ではこういう500万円以上
高額でかかったこれをリストにして、これだと番号60番まであるのですけれ
ども、60人の人だったのかな、通しで60になったのかな、ちょっと詳しい説
明はできないのですが、嵐山町では.....よろしいですか、いいですか、大丈
夫なの。

〔「大丈夫です」と言う人あり〕

○川口浩史委員 嵐山町ではこの500万円以上の高額療養者というのは何人ぐらいいるのか、参考のために伺わせてください。

以上です。

○渋谷登美子委員長 中嶋町民課長。

○中嶋秀雄町民課長 それではお答えさせていただきます。まず、資格証明書の発行についてその所得金額がはっきりしてなくて資格証明書の低所得者に出してないということが言えるのかというお話でございます。資格証明書の発行の手続きにつきましては、いきなり当然のことながら資格証明書を発行するわけではございません。当然のことながらある一定期間、最低1年以上の滞納がある方につきましては、まずは滞納があるということについて、いわゆる保険者証、こちらのほうが一度返してください、1年期間が経過しますので、返してくださいと。ただ、それに、対応にあわせて当然おいでいただいて、そして何らかの理由があるのであれば、その弁明書という形で納税相談に来ていただいて、その滞納している理由があるのであれば、その弁明書を出していただきたいということで、最低2回ほどは通知を差し上げております。そして、なおかつ税務課のほうで徴収のほうの形で臨宅の方にも行っていただいて、そうした事情をお聞きしながら実際にはその納税相談に応じて、それによって理由がある。そして、滞納をしているけれども、支払いをするという意思があるという方については、弁明書を出していただいて、そして短期証を発行していくというような手続になっております。

それからもう一つ、低所得者に対してその理由がないのではないかということにつきましては、当然保険料、保険税、こちらについてはご本人の所得の申告に基づいてその保険税というのは定まっているものでございまして、それなりの収入があるからそれに対する保険料、保険税がかかってくるというのが当然のことなのですけれども、税の仕組みでございます。そういった中で事情があれば、そういった弁明書あるいは納税相談、そういったものを通じてお支払いの意思を確認させていただいた上で基本的には短期証を発行している。意思があるという方については、短期証明を発行している。それでもやはり弁明書も出ないあるいは納税相談にも応じていただけないあるいは来ていただけないという方については、資格証明書という形になっておるものでございまして、その辺につきましてはぜひご理解をいただければというふうに考えております。

それから、高額療養費の関係の毛呂山町さんの例がございまして、500万円以上というようなお話がございました。私どももまるっきり調査してないということではございませんで、例えば19年度につきましては、これは費用額ですけれども、400万というお話がございましたが、ちょっと申し上げますと、

こちらで調べておりますのは、まず 400 万以上、これが2件、400 万以上が2件です。300 万円以上の者が7件、それから 200 万以上の者が 13 件、100 万円以上の者が 36 件というような件数になっております。

以上でございます。

○**渋谷登美子委員長** 川口委員。

○**川口浩史委員** 高額の関係なのですが、400 万円が2件、300 万円が7件、この 300 万円以上という7件の中には、400 万の2件というのは含まれる。そうではない。ちょっとでは。

それと資格証明書の件なのですが、1年以上の滞納で弁明書を書いてくれと言っても書いてこなくて、本当そういう人に対して資格証明書というのは気持ちとしてわかります。何といいますか、悪質、悪質と言えるかな、そういう感じでなるというのはわかるのですが、やっぱりその人の生活状況というものをなかなか払う気持ちがあっても本当にお金がないと行けないというところでもあると思うのですよね。それとその人に合った保険税の額になっているか。今の法や条例の中ではその金額が徴収金額としてなるわけですが、やっぱりそこら辺を考えていただきたいなというふうに思うのです。そういうことでこういう1年以上の滞納、弁明書もなし、そういうことだけでない、ちょっとその人の家庭状況も見て資格書を発行していくべきだというふうに思います。

以上、念のためお尋ねしておきます。

○**渋谷登美子委員長** 中嶋町民課長。

○**中嶋秀雄町民課長** 今委員さんのおっしゃられることは私どもも全く同じように考えておまして、まず保険というものは本当に必要なものだ。特に自分が病気になりあるいは入院をしといったときに、非常に困る制度でございます。そういった形でございますので、ぜひ私どもとしましてもこの資格証明書というものは基本的にはなるべく発行したくないというのが基本ではございます。ただ、公平性というものを考えれば、こういった制度もやはりなくてはならないのではないかとということも考えております。

それからもう1つ、今委員さんおっしゃられましたように、この資格証明書あるいは弁明書というと非常にかたい形になりますけれども、私どもとしますと、税の徴収の担当の職員も、また国保の担当の職員もなるべくそういった方たちの実情、そういったものに相談にも乗りたいという気持ちはございます。実際に役場のほうにおいでいただいて、家庭の中のいろんな、また事情もご相談に納税相談だけではなくて、乗る機会というものが非常に大事なのではないかとというふうに考えておまして、それぞれの家庭の実情あるいは事情、そういったものをお聞きしながら、また個別の相談には応じさせて

いただいて、解決方法があるならばそういったことにも力が逆に言えばなりたいたいという気持ちで相談にさせていただいているわけございまして、その辺もただ単に滞納しているからそのまんま切るのだというような考え方ではないということをご理解いただければ大変ありがたいと思います。

以上でございます。

○**渋谷登美子委員長** ほかに。

清水委員。

○**清水正之委員** これちょっと調べてあるかどうかわからないのですが、今医療費が多いのは血友病と透析の人なのだというふうに話があったのですが、例え療養費の一般でいうと、秋というのですか、10月、11月、12月ごろは嵐山町の場合は医療費が上がってきているのですよね。ではその一般の高額医療がその月に高いかということそうでもないのですよね。それは退職でも言えるのですけれども、そういう面ではただ単に医療費が高いということが先ほど課長が言われたような2つの要因が医療費が高くなっているというのになかなか考えにくいのですけれども、そういう点では季節的なものもあるのかもしれないのですが、嵐山町の中で慢性疾患を持っている人というのは、どのぐらいのパーセンテージ、割合でいるのでしょうか。例えば医療費の問題でいえば、平均的には4,500万ぐらいで推移をしているのですが、10月、11月、12月あたりになると5,000万を超えるのですよね。それで、ではそのところが高額医療がふえているかということ、そうでもなくて、高額医療はむしろ4月、5月、6月あたりのほうが件数も医療費そのものもふえているかと思うのですけれども、ただ単にその部分だけで医療費が上がっていると、なかなかそういう面では考えにくいのですが、その辺はどうなのでしょう。

○**渋谷登美子委員長** 中嶋町民課長。

○**中嶋秀雄町民課長** お答えさせていただきます。確かに今委員さんがおっしゃいましたように、ちょっと私どもの手元にあります資料を見ますと、例えば19年度の一般的な総医療費、こちらのほうを見ますと、高い月というのが7月、8月、12月、1月というのが大体9,000万をちょっと超えているような額なのです。高額医療のほうの高い月というのが6月、9月、1月という月なのです。これが1,000万を超えているという月でございまして、必ずしも確かに総医療費と高額医療費の高い部分というのが一致しているわけでもない。

ただ、全体的に18年度と19年度を比較してみますと、まず総額の医療費からですと大体18年度中におきましては、一番多い月でも8,500万ぐらいなのですね。それが19年度ですと9,000万台が3カ月あるというような

形になってまして、全体的にその月ごとの額が上がっているというような状況になっております。

なおかつ先ほど申し上げ、ちょっと委員さんのお話にありましたように、ではどういった疾患で多いのかということになりますと、これはデータとしては5月分の20年の5月分の資料なのですが、この辺で見ますと、やっぱり一般の方たちの疾患、いわゆる医療費の多いものは循環器系のものが一番です。高血圧ですとか動脈硬化だとか心筋梗塞系の循環器系の疾患が多い。それから、精神的な疾患、そして新生物、がんですね、こういったものが多い。そして、さらに年齢的なものもやっぱり反映してくると思うのですが、本年度特定健診等やっていますが、退職者にかかるような年齢層の方たち、この方たちでやはり多いのは循環器系が一番多い。それから新生物という順番になっております。そして、さらにいわゆる老人保健対象者の最高齢の方たちですね。この方たちになりますと、一番断トツで多いのが新生物、がんですね。その後精神、そして循環器系、皮膚という形になってまいります。いずれにしてもこの医療費に関しましては、委員さんおっしゃられように我々も内容をもう少し分析をしていかなければならないなというふうに考えておりますし、ただ言えることは、やはり高齢化が進んできているという中で、特に新生物、そして循環器系の疾患、この辺のものはやはり年齢化とともに高額にもなりますし、かかってきていると。これは今後の傾向としてさらにそのまんまおいておけば減る傾向にはないだろうというふうに考えておまして、その辺今年度20年度事業になりますけれども、特定健診等が実施されることによりまして、その予防医療というものがどこまで効果が上がっていくか。また、上げなければ今後の医療費というものはどんどん上がっていくよというような形になっていくのではないかとというふうに予想しております。また、内容につきましては、大変申しわけないのですが、もう少しこの月別の内容ですとか、そういったものは今後検討してみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○渋谷登美子委員長 清水委員。

○清水正之委員 今後の話になってしまう部分があるのかもしれませんが、特定健診の場合は本年度からということで、実は特定健診の部分で健診項目で市町村によって大分差もある。やっている項目、それから例えばほかの町村でやっているけれども、嵐山ではやってない部分というものもあるという話も聞いているのですが、その辺の近隣の状況だとか、特に特定健診によってこれから今までとは違う健診項目に、今まではやっていた項目が削られてしまったという部分があるとしたら、どうなのでしょう。20年

度の話なので答えにくかったら傾向です。

○**渋谷登美子委員長** では答えないということで。

ほかにありませんか。

安藤委員。

○**安藤欣男委員** 1点お伺いしますが、説明書の155ページ、一番上なのですが、財政調整交付金、これは先般課長に立ち話でお聞きしたら嵐山は問題ありませんということだったのですが、新聞等では還付しなければ、返還しなくてはならない。特に山梨県は非常に大きな金額がということ、嵐山はないということでほっとしておりますが、これは普通調整交付金と特別調整交付金と2つに分かれているのですが、この内容的にはどういうふうなことで分かれているのか。

後はちょっとわからないので申しわけないのですが、これは調整交付金ですから医療費が高騰したと、そうしたところには翌年度から反映されるのか、その辺ちょっとお伺いしたいのですが。

○**渋谷登美子委員長** 中嶋町民課長。

○**中嶋秀雄町民課長** お答えさせていただきます。まず、今委員さんからお話がありましたように、先ほどの新聞報道でございました。私どももちょっとびっくりいたしまして早速問い合わせをいたしました。これらにつきまして埼玉県につきましては、該当するところはないということでございます。

それから、普通調整交付金と特別調整交付金、こちらにつきましては、こちらの主要施策の説明書の中にもちょっと説明書きがしてございますが、この普通調整交付金につきましては、ここにありますように、市町村間における財政力の不均衡を調整するために交付されるもので、画一的測定基準を用いてというふうに書いてございますが、基本的にはこの算定基準の調整需要額というのは、まず前年の12月から11月分までの医療費、それから老人保健費の拠出金、それから介護納付金、こういったものから公費の負担相当分を控除した額、これが一応基準財政需要額というような形で算定をされます。それから、それに財政収入として調整対象収入額、こちらについても本来その医療費に対して市町村が確保すべき保険料の額、こういったものが収入額という形で一般会計でいえば、普通交付税ですね、交付税の算定のような形のものがこの普通財政調整交付金というふうに考えていただければよろしいのではないかなというふうに思いますが、これが普通調整交付金でございます。

それから、特別調整交付金につきましては、実はこれは19年度は1,260万特別調整交付金をいただいております。18年度はゼロでございました。この特別調整交付金というのは、やはり一般会計の特別交付税み

たいな感じなのですから、その町の特別な事業あるいは取り組む姿勢
についてはあれなのですから、評価項目というものがございまして、そ
れに当てはまる市町村に交付されるものでございます。この1,260万円、
19年度はいただいておりますけれども、この内訳といたしますと、特別事業
として認められたものが、1つはヘルスアップ事業として200万円認めてい
ただいております。それから、国保のデータベースのシステムの投入経費と
いたしまして110万円の調整交付金がなされております。それから、重複頻
回受診の対象経費という形で50万円が認められております。それから、も
う1つが先ほどその経営姿勢あるいは評価ということなのですから、そ
ういった良好な市町村にという形で昨年19年度は900万円をいただいで
おります。ただ、この900万円の部分につきましては、18年度は嵐山町は
該当してないのですけれども、私もちょっと調べましたら、大体県でこの年
度に24、5団体この特別な形での交付税や交付金、こちらのほうが認めら
れているというようなことのようにございます。

以上でございます。

○**渋谷登美子委員長** 安藤委員。

○**安藤欣男委員** そうすると確認いたしますが、これは事業の取り組みの
姿勢によって出てくる。今回先ほど言ってしまいましたが、特定健診の取り組
みの姿勢なんかもこういうところへ反映されてくるということなのですか、そ
れとは別なのですか。

○**渋谷登美子委員長** 中嶋町民課長。

○**中嶋秀雄町民課長** 今特別需要額、特別調整交付金の中で具体的にヘル
スアップですとか国保のデータベースとかこういったものは、その年度、
年度の対象事業というものが示されまして、それに取り組んでいるところ、そ
れに対して一定の基準額をもって交付されるものでございますけれども、そ
の以外の取り組みの姿勢という部分が19年度は特に嵐山町はこの中にも
ありましたように、ヘルスアップ事業にまず取り組んでいると。それから例え
ば資格証明書の発行に取り組んでいるとか、幾つか調査項目がございませ
う。そういった項目に基づいてその年度の対象市町村を選んでいると。額につ
いてもそれが幾ら認められているというのは、はっきり言ってわからないの
でございまして、その年度、年度でどのような形でこれが採用されて、どの
部分が認められて、そして幾らついたのかということは大変不思議なことな
のですけれども、市町村ではわからないというような制度でございませう。

以上でございます。

○**渋谷登美子委員長** 青柳委員。

○**青柳賢治委員** 決算書の108ページと109ページですか、一般被保険

者国民健康保険税の医療費給付分の滞納繰り越し分ですね、予算ですと定額 10 万ということでございます。これが収入済額が 1,648 万 4,000 円で約 530 万ほど多いですね。前年見ると大体 1,100 万ぐらいが同じ金額で収入済みされてますけれども、この予算に対してこれだけふえているということは、非常に臨宅徴収とか効果があったのかということで、その辺がどうしてこれだけふえたということになるのか、19 年度で 1 点。

それから、説明書の 159 ページ、保険給付費の一般被保険者療養給付費、この中でこの升に書いてあるところの 70 歳の一般分、これも非常に去年と比較すると 600 件ほど件数がふえています。それから費用額にしても約 2,300 万、それから保険者負担分にすると約 2,000 万ですけども、町のほうからの負担ということになるわけですね。それでこの 70 歳の一般といいますか、70 歳から恐らく 74 歳までが対象かと思われまますけれども、これ件数ですので、要するに人数的なものがちょっと把握されているようであれば、同じような人が何度もいっているということなのか。それとも町の健康いきいき事業が効果が出ているようなことがあって、人数的には減っているよということであれば安心できるのですけれども、その点についてお尋ねいたします。

○**渋谷登美子委員長** 富岡税務課長。

○**富岡文雄税務課長** それでは、青柳委員さんのまず保険税の滞納繰り越し分の予算額に対して収入が多いといった内容についての説明をさせていただきます。これにつきましては、やはり岩澤町政が誕生してから平成 16、17 年以降ですか、特に一般の税も含めて収税の強化ということで図りまして、当然保険税についてもこのような対策をとってきたわけでございます。この辺ちょっと過去にさかのぼってみますと、滞納繰り越し分の収入額でございますけれども、平成 16 年が 1,321 万 4,000 円、平成 17 年が 1,441 万 2,000 円、平成 18 年度が 1,759 万 9,000 円、そして平成 19 年度が 1,969 万 6,000 円、常に年々滞納繰り越し分の収入額伸びております。かなり収税努力という結果が青柳委員さんご推察のように出てきているのかなというふうに感じております。しかしながら、やはりまだ滞納者が多いということで、これに対して現年の未収額ですか、こういったものがふえている。現年の未収額に対して滞納繰り越し分の収入額のほうが少ないということで、年々滞納繰越額がふえていっている状況、これはもう過去ずっと引き継いでおるところでございます、何とかこの辺をということで考えているわけですけども、なかなか収税サイドの努力だけではちょっと難しいのかなと、こういうような面もありまして、ちょっとこの差が年々開いている。ここを一番心配されているところでございます。常に収税には努力をしているところで

すけれども、今後やはり公平な徴収ということで、できるだけ滞納繰り越し分の収入額も多く納めていただけるように一層努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 中嶋町民課長。

○**中嶋秀雄町民課長** 保険の診療報酬、診療費、療養給付率、こちらの関係でお答えさせていただきます。まず、159 ページの一般被保険者の療養給付費の中でのご質問でございます。まず、全体と区分の関係なのですが、全体がありまして、そのうちのこれは内書きになってございますが、70 歳一般と、こちらにつきましては、70 歳から委員さんおっしゃられましたように74 歳の方を歳計で計上させていただいております、これがこの方たちがいわゆる1割負担の方たち。そして、70 歳、一定以上というのがこちらが70 歳から同じく74 歳の方で、いわゆる現役並み所得で3割負担をされている方という形で、あと3歳未満という形で計上させていただいているのがこの関係でございます。

それから件数につきましては、これはレセプト1件当たりの件数ということで、人数ということとはまた違うということでございます。人数について把握しているかというお話でございましたが、大変申しわけございませんが、人数としては把握しておりませんで、この件数が確かにおっしゃられるようにふえておりますし、医療費もふえているということなのですけれども、その内容につきましては、先ほど清水委員さんの質問でお答えさせていただきましたように、どの部分がどれだけふえているという分析までは大変申しわけございませんが、してございません。ただ、一般的な内容として高額のものがこういった件数があったと。それから全体的に18 年度と比較してその月々の医療費が上がっているということでございまして、また内容につきましては、もう少し分析をさせていただければなというふうに考えております。

以上でございます。

○**渋谷登美子委員長** 青柳委員。

○**青柳賢治委員** そうすると、この1,648万4,000円という収入済額で約500万ぐらい予算よりふえているということは、この年、不納欠損もかなりありますね、前年と比べてもね。それでその辺の条件というか、納税者の方に対して500万かなり上がったわけですよ、この年で、前年と比べても、国民健康保険料についても。それは何というか、現年課税とかその辺からいくと、繰り越してきている部分が極端に上がってるのか、この国民健康保険に対しては。その辺の事情がまだ先ほどの説明ではちょっとわからないのですが、お尋ねしておきます。

○渋谷登美子委員長 富岡税務課長。

○富岡文雄税務課長 ただいまの予算に対して一般で500万ほど収入がふえているということですが、やはり当初予算を組むときにここ年々先ほど申しましたように収入額がふえているということでございますので、もう少し予算を上げてよかったのかなと、そんな感じもしております。

以上です。

○渋谷登美子委員長 ほかに。

河井委員。

○河井勝久委員 今までさらっと見過ごしてきたのですけれども、説明書の157ページ、11款の諸収入の中の住民健診の中で肺がん健診の負担分、これが800円と700円となっているのですけれども、この100円の違いは何なのでしょう、お聞きします。

○渋谷登美子委員長 矢嶋副課長。

○矢嶋芳枝町民課保険・年金担当副課長 お答えいたします。肺がんの700円、800円の違い、100円なのですけれども、70歳以上の方は100円安くなっております。

○渋谷登美子委員長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員長 討論を終結いたします。

これより第60号議案 平成19年度嵐山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○渋谷登美子委員長 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2時27分

再 開 午後 2時29分

○渋谷登美子委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○渋谷登美子委員長 第61号議案 平成19年度嵐山町老人保健特別会

計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑は一括して行います。

どうぞ。ないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**渋谷登美子委員長** 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**渋谷登美子委員長** 討論を終結いたします。

これより第 61 号議案 平成 19 年度嵐山町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○**渋谷登美子委員長** 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

ここで暫時休憩いたします。10 分間。

休 憩 午後 2時30分

再 開 午後 2時42分

○**渋谷登美子委員長** では再開いたします。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○**渋谷登美子委員長** 第 62 号議案 平成 19 年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は一括して行います。

どうぞ。

清水委員。

○**清水正之委員** まず保険料の関係なのですが、不納欠損が2件というのは2人というふうに理解していいのかなのですが、滞納分で幾ら、実人数どのぐらいいるのか、まずお聞きをしたいというふうに思います。

それから、判定の関係なのですが、19 年度については更新の6件、6件更新されたところがあると思うのですね。変更された部分が 26 件、そういう点ではこれ新規も含まれているかもしれないのですが、非該当になった部分が6件、それからこれだとちょっとわかりにくいのですが

も、要介護から要支援に移られた人がどのぐらいいるのか。判定結果についてまずお聞きをしておきたいというふうに思います。

○渋谷登美子委員長 井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。主要の施策の説明書の185 ページの一番下をちょっとごらんいただきたいと思いますが、保険料の不納欠損の内容ということでございまして、介護保険法第 200 条第1項該当ということでございます。これは時効による消滅でございまして、2年でございます。ここ件数で2件という形で書いておりまして、たまたまこれは違う方で2件でございまして、あくまでも件数での金額でございまして、不納欠損した金額につきましては 19 万 8,848 円で、内容的にはこのところで私も不納欠損してまいますのは、居所不明でありますとかあるいは死亡あるいは制度適用、そういった方につきまして来年度不納欠損している状況でございます。

保険料などの督促につきましては、憲法第 153 条の規定にかかわらず時効の中断効力が生じるということでございまして、そういった形で督促はしているというような状況でございます。

それから、平成 19 年度の認定審査の状況でございますけれども、192 ページの下から2番目ですか、介護給付費の関係の介護……すみません、上のほうですね、上のほうが居宅介護サービス計画給付費ということで、ここに件数的にございます。全部でケアプランを作成した費用というのが、費用というか件数が 2,574 件ございました。これは更新も新規もすべて入った数字でございます。その中で変更というのは、変更申請をされたということでございまして、最初認定をされ、それからその内容に納得されない場合には変更申請をされる方もいらっしゃいますので、そういうような方もいらっしゃるということでございます。介護度別の件数を申し上げますと、介護1の方が 482 件といたしますか、それから介護2が 737、それから介護3が 709、介護4が 379、介護5が 267、合計しますと 2,574 件。これは認定者数というのは、最初のこのページで見ますと、182 ページに要介護、要支援の認定者数という形で 532 人という形で載っておりますけれども、この中で更新なんかの関係でダブルカウントされる方等もいらっしゃいますので、延べ件数と認定者数では合わない、そういうような形になっております。

それから、要介護から要支援に移った方、そういうような人数の関係でございまして、まず具体的に要介護1から要支援の1、2に何人移ったかというような数字は把握してはございません。しかしながら、要介護から要支援に移る、このところ 18、19 という形で介護予防に重点がシフトされてきておりまして、人数はふえております。182 ページの上の表、(5)の認

定者数の状況をごらんいただきたいと思いますけれども、平成19年度は総数で要支援1の方が63人、前年同期が55人でございますので、プラス8人の増。それから、要支援2の方が71人、前年度同期が65でございますので、プラス6と、そういったような状況でございます。要支援の方の人数がふえている状況でございます。また、要介護のほうも1から5まであるわけでございますけれども、同じように見ていただきますと、要介護1ではプラス8人、要介護2ではプラス8人、要介護3ではプラス11人、要介護4ではマイナスの4人、要介護5ではマイナスの9人と、前年と比較いたしましてそういうような状況でございます。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 清水委員。

○**清水正之委員** 総体的には介護保険に該当するような部分というのがふえてきているというふうに見てよろしいのでしょうか。同時に要支援あるいは要介護1、2、3がふえているということは、介護度が重くなっている人たちがそういう軽度のほうに移ってきているというふうに見てよろしいのでしょうか。

○**渋谷登美子委員長** 井上健康福祉課長。

○**井上裕美健康福祉課長** 介護保険の該当者がふえてきているのかというようなご質問の関係でございますけれども、この関係で65歳以上の高齢者に対する認定者の割合というのを出してございますけれども、平成19年度の場合は3,995人の高齢者人口に対しまして認定者が532人、率にしますと13.3%、18年度が3,843人に対して認定者が504人、13.1%、17年度も申し上げますと、3,657人に対し494人と、率にしますと13.5%と今申し上げましたように、17年度が13.5、それから18年度が13.1、19年度が13.3でございます。そうしますと、そういうことを考えますと13%台で落ちついてきている状況がここ数年の状況だと。特別介護の認定者がふえてきているのではないというふうに担当課としては考えております。

次の介護度の重い人が介護度4、5につきましては、平成19年度、先ほども申し上げましたように人数としては減少しております。この減少した方が下のほうに移ってきたのか、介護度3とか介護度2のほうに変わって人数が減っているのかどうかというようなご質問だと思いますけれども、中にはそういう方もいらっしゃると思います。しかしながら、大部分の方はそうではございませんで、施設入所されたりあるいは一番多いのは多分施設入所される。入院をなさる。そういったような方が大部分かというふうに思っています。あるいは最悪の場合はお亡くなりになるということも考えられますけれども、そのような形で介護度が下がって、下のほうの介護度、低いほうの介護度にならなくなる方はまれであるというふうに考えております。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 清水委員。

○**清水正之委員** そういう面では、納めてないと受けられないというサービス、それからそういう点では未収がこれだけ出てきているということは、介護保険から除かれる人たちも実際としては出てくる部分があるのかなというふうに思うのですね。同時に包括支援センターの中でサービスの利用についてもその包括支援センターを利用してケアプランをつくり上げていくというような方向を打ち出したかと思うのですが、そういう点では利用率そのものがたしか 40%ぐらいになっているのかなというふうには思うのですけれども、少なくともやはりこの介護保険制度そのものができ上がった時点でだれでも受けられるようにというのがこの介護保険制度の趣旨かと思うのですが、そういう点での除かれる人あるいは要するに介護保険から除かれる人の対応、それからケアプランに基づいた利用の状況等については、十分なサービスを受けられているのかどうかということについてはどうなのでしょう。

○**渋谷登美子委員長** 井上健康福祉課長。

○**井上裕美健康福祉課長** お答えいたします。まず初めに、除かれる人の対応というふうに今ご質問いただきました。介護保険料を納めてない人の対応ということだと思えますけれども、確かに保険料の滞納がございまして、185 ページの収納状況がございまして、滞納額自体は 671 万 7,674 円という形の滞納額がございまして、この方たち、どんな理由で納めてくださらないのかという中で、確かに生活が苦しいという方も中にはいらっしゃいます。しかしながら、介護保険、平成 12 年度から始まっておりますけれども、私は、おれは介護保険のお世話にならない。だから介護保険料も払わないですよ、平然とそう言っただけの方も数多くいらっしゃいます。そういった中でそういった方が仮に介護状態になる場合に、そのときにその方のためにだれでも受けられるのは当然ではないかというようなことになりまして、ちょっとおかしいというのが現状、やはり介護保険そのものは相互扶助の精神で行っている、運営をしている保険でございまして、いざ自分がこの該当者になった場合に、そのときに自分はそのときには都合よく受けられるというのは、ちょっとおかしいかなと。しかしながら、そういう方につきましても私どものほうではその滞納額について計画的に毎月例えば 5,000 円ずつあるいは 1 万円ずつ納めるような計画をつくっていただければその介護保険サービスを利用していただける。そんなような形で考えていますし、実際平成 19 年度ではそういう利用をなさっている方もお 1 人ございました。

それから、ケアプランに基づいた十分なサービスが受けられているかと

いうことをごさいます。この介護認定をされますと、担当のケアマネジャーが決まるわけをごさいます、そのケアマネジャー、それからご本人、それからご家族、そういった方々たちと十分に話し合いを持ちながら、またケアマネジャーがサービスの説明をしながらケアプランを作成するわけをごさいます、それにつきましては、そのご利用者本人あるいはご家族の了解のもとにその人に合ったケアプランが確実につくられているというふうに考えております。

それから、包括支援センターのお話もごさいましたが、包括支援センターも要支援1、要支援あるいは2の方、予防介護の担当をしているわけをごさいます、そういったような形で予防給付のケアプランをつくる。そういう実際につくっておりますけれども、それにつきましても今お話し申し上げたようなことを考えながら、頭に置きながら相談をしてやっているのが実情でございます。

以上です。

○渋谷登美子委員長 ほかに。

川口委員。

○川口浩史委員 説明書の194ページになるのか、虐待防止ネットワーク運営委員というのが設けられて、ちょっとその運営、どんな活動をしているのか、お聞きするのと。

町内ではどの程度虐待というのが行われているというふうに把握しているのでしょうか。

それから、上の委託料の問題なのですが、めざせ100歳かどうか、それで初めに口腔機能向上のための指導委託料、これが介護保険になぜ委託されたのか。どちらかという、国保のほうかなという感じもするのですけれども、ちょっと中身とともにどうしてここに委託されたのか伺いたいと思います。

それでこの委託料7つか8つあるのですが、こうしてめざせ100歳なんか一般会計から来たわけですね。今年度で来たわけではありませんけれども、56万7,000円かかるわけですね。当然これは介護保険の費用を使うわけですから全体の予算が苦しくなれば、当然介護保険料を上げるということにつながっていくという考えは1つ、そういう考えになりますということでもいいのか、伺いたいと思います。

それとめざせ100歳、昨年50万4,000円ですが、少し上がったのが、何か特別なものなののでしょうか。先ほど聞く予定だったのですが、ちょっと先に伺いたいと思います。

○渋谷登美子委員長 井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。初めの194ページの3款の総合相談事業費の中の虐待防止ネットワーク運営委員ということで4人の報償費を掲げております。今嵐山町が実際にたくさんあるのかと言えはたくさんあるわけではございませんが、これは社会の流れとして高齢者虐待ということが今注目されておりまして、全国の市町村では大変なところもあるようでございます。そういった中でそういったことを未然に防ぐためにこのネットワークを立ち上げております。現実的にあった場合にはどういったふうなことができるのだろうか、そういうような形の運営委員さんの報償費ということで4人分を上げさせてもらっているわけでございます。

それから、194、同じページですね、同じページの委託料の関係の口腔機能の関係でございまして、この中で何の事業で使っているのかというようなことでもございますけれども、この口腔機能の向上のための指導委託料ということで、これにつきましては歯科衛生士会と委託契約を結んでおりまして、この金額そのものが51人掛ける7,900円分でございます。どんなことにこの歯科衛生士さん、かかわっていただいているかと申しますと、先ほどお話がありました元気はつらつ教室、特定高齢者事業としての元気はつらつ教室のやすらぎである事業あるいはなごみである事業、そういったところで口腔機能の向上のための個別の相談でありますとか集団相談、それから指導という形で当たっていただいております。そのほかに一般高齢者対策事業としてシニアいきいき講座というのがございますけれども、その場所でも行っていると。そういったいろんな高齢者施策の中のさまざまな事業の中で口腔に対する機能の向上を図ることというのは、介護上大変重要であるというふうに言われておりまして、この中には入れ歯の手入れもありますし、口の動かし方、さまざまな面で口腔機能が衰えるとどんどん、どんどん老化していくようなこともございます。そういった観点からこの口腔の関係の委託をしている、そういったことでもございます。

それから、めざせ100歳事業の関係でございましてけれども、めざせ100歳事業につきましては、介護予防の事業ということで、これ一般高齢者を対象事業費ということで、すべての第1号被保険者を対象とする事業でございまして、地域における自主的な介護予防に資する活動の育成支援を実施しますということでやっております。これはすべてのお年寄りが継続的に生活習慣を改善して、生きがいを持って生活をしていただきたい。それから、心身の生活機能の低下を予防してもらいたい。そういうことをすることによって健康寿命を延ばすのだと、それがめざせ100歳事業でございまして、介護とは関係ないということではなく、これをするによって介護状態に陥らないように、そんなような生活を送っていただきたいというような事業でござい

まして、この介護保険財政が苦しくなれば、この保険料を上げるのかという
ようなご質問もございますけれども、そういうことではございませんで、これ
はあくまでも介護保険の一般高齢者対策の事業、地域支援事業と言ってい
ますけれども、地域支援事業費の中で組んでいる事業というふうにご理解
をいただければというふうに思います。

それから、めざせ 100 歳の中の事業費が多少上がっている関係は、こ
れは振興スポーツというところに委託をしております、昨年は川島1区と広
野2区にお願いをして実施をさせていただきました。その中で回数的な部分
だと思いますけれども、若干ふえている部分がございまして、その部分の増
額というふうに考えております。内容が変わってこの金額が変わっている
というふうなことではございません。

以上です。

○渋谷登美子委員長 川口委員。

○川口浩史委員 虐待なのですが、嵐山ではないという認識でいいのでしょ
うか。

それと口腔機能の関係なのですが、なるほど口腔機能の予防が介護予
防になっていくと、言われるとそうかなというふうなことで、理解しました。

ただ、こうして委託がどんどん、どんどん介護保険の中に入ってくると、こ
の予算というものは当然介護保険の予算を使うわけですね。当然全体で
一番使うのは介護のサービス料になるわけですが、そこだけではない、や
っぱりこういうところでもお金を使ってしまうわけですから、全体でお金
が苦しくなれば当然保険料の引き上げということには必然的になっていくこ
とだと思えるのですよね、委託料がどんどん、どんどんふえていけば。や
っぱりこれは委託を介護保険の中に移すというのはいかがなものかなとい
うふうに考えざるを得ないのですけれども、この意味はわかりますけれども、介護
予防ということでの意味はわかりますけれども、やっぱり介護保険の保険料
の引き上げにつながる行為ということではまずいのではないかなと思
うわけですが、ちょっとお考えを伺いたいと思います。

○渋谷登美子委員長 井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。初めに虐待の関係でござい
ますけれども、虐待、平成 19 年度という形で申し上げましたけれども、虐待、
これが虐待だということで警察に介入してもらったものはございません。ただ、
19 年度の決算ですからですけれども、今年になってからは多少そういう形
で警察にはかかわっていただきませんけれども、職員である程度対応して
うまく解決できた例が1件ございました。

それから、委託料の関係でございまして、先ほど申し上げました

ように、平成 18 年度から介護予防という形に重点がシフトされてきております。その中で町として、町としてというか保険者として地域支援事業というものはやらなくてはいけない事業でございます。それを介護予防の中でやっていくということでございまして、理解していただきたいのは、それはもう介護保険の事業として取り組まなくてはいけない事業だと、もし仮に先ほど委員さんがおっしゃったように、それが影響を与えて介護保険料がたくさん上がるということの影響力をこの事業費の中で持ってませんから、その部分では保険料を上げる1つの要因ではあるでしょうけれども、これは大きな要因になることはありませんという形でお答えいたしたいと思っております。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** ほかに。

安藤委員。

○**安藤欣男委員** 187 ページからなのですけれども、説明書、この表なのですが、療養型医療施設が前年対比マイナス 13、介護老人福祉施設が 13 プラス、これは相関関係があるのかどうかお伺いしたいと思うのですが。嵐山町でも増床といいましょうか、らんざん苑が増床いたしました。現在この町の両福祉施設に入りたいのだが、入れないという人がどのぐらいいらっしゃるのか。嵐山町の住民で残り 63 ですが、これはどんな分布になっているのでしょうか、町内の施設には何人入っているのか。

それから、介護保険の給付の.....

〔「183 ページ」と言う人あり〕

○**渋谷登美子委員長** 183 ページですよ、187 ページとおっしゃったけれども。

○**安藤欣男委員** 183 ページです。

○**渋谷登美子委員長** 7と言った。

○**安藤欣男委員** それは申しわけありません。183 です。それはすみませんでした。

あとケアプランをつくる 192 ページですが、委託介護サービス契約規定がございまして。介護支援サービス事業者、この件数が 2,574 件だと。総額は 2,673 万ということで出ておるわけですが、このケアプランを超えた介護といいますか、そういうものが起こってくるのでしょうか。そのケアプランを超えたサービスというのは起こってこないのか。というのは、レセプトが点検されると思うのですが、レセプト点検とこのケアプランの関係というのは、どういことになっているのでしょうか。その辺ちょっとわかりかねるので、よく新聞ではレセプトの問題が虚偽といいましょうか、そうしたものが出てくる事業者もあるというふうにも聞いているのですが、そのレセプトの点検というの

は、実態的には嵐山町が事業者ですが、それを点検するところはどこなのですか。国保と同じようにそちらでしかやれないのかどうか、お伺いいたします。

○渋谷登美子委員長 井上健康福祉課長。

○井上裕美健康福祉課長 お答えいたします。初めに、183 ページの関係でございます。この下のほうの表でございますけれども、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設ということでそれぞれの人数が入っております。介護老人福祉施設は 63 人、老人保健施設が 23 人、それから介護療養型医療施設が 12 人、合計しますと 98 人、前年度と比較いたしまして 2 人減少しているという状況でございます。このプラスマイナスの関係でございますが、介護老人福祉施設、特別養護老人ホームですけれども、これが 13 人ふえて、そして介護療養型医療施設が 13 人減少していると。これはこの減った分が減少した部分がこの特養に移ったかというようなご質問だと思いますけれども、一概にはそうは言えないと。たまたま数字が一緒ということでございまして、介護療養型医療施設そのものにつきましては、国の方針もありまして、減少傾向にございます。その中でこの介護療養型医療施設を退所された方はどこに行くかといいますと、居宅に帰る方、在宅に帰る方というのはいらっしやらないというふうに私は考えております。そのほかにといいますと、介護老人保健施設あるいは介護老人福祉施設のどちらかあるいは病院への入院あるいはまだ継続してこの介護療養型医療施設が残っておりますので、そういった残っているところに入所される。それが主な行き先だというふうに考えてございまして、たまたま今回 13、13 で数字が一緒になってしまいましたけれども、内容的にはそのままそっくりこれが移ったというわけではございません。

それから、人数の内訳でございますけれども、介護老人福祉施設、総数で 63 人いるわけでございますけれども、この中で町内には 2 つの特別養護老人ホーム、お話しいただきましたようにらんざん苑とユートピアダイナクラブ、2 つがございます。人数ですが、63 人中ユートピアダイナクラブに入所されている方が 21 人、それかららんざん苑が 9 人、合計で 30 人の方が町内に入所されている方でございます。そのほかにつきましては、町外の施設に入所されている方でございます。ただ、お話の途中でございましたけれども、らんざん苑が増床をいたしまして、6 月ごろから嵐山町の方も入所させていただきながら、今らんざん苑 50 床から 80 床に変わりましたので、先ほど 19 年度末では 9 人というお話をしましたが、今現在では多分 25 人ぐらいの方がらんざん苑に入所されている。先ほどのユートピアの 21 人を合わせますと 46 名の方が町内の特養に入所されているということになろうかと思いま

す。そのほかの施設の内訳でございますけれども、そのほかにたくさんいろんなところにいるのですけれども、町外ではときがわ、滑川、小川、寄居、吉見、鳩山、熊谷、毛呂山とこんなようなところに特養ホームに入所されております。

それから介護老人福祉施設の関係でございますけれども、一番多いのが滑川町でございますいずみケアというところがございまして、そこに7人、それから小川町でございますみどりの杜というところに2名、そのほか9施設ほどいてございまして、合計では23名という形です。

それから、療養型医療施設につきましては、鳩山町にあります敬愛病院というのがございますけれども、そこが9人、それから深谷市の川島町にある施設に2人と1人、3人ですね、合計13名の方が入所されているような状況でございます。

それから、192 ページ.....

〔「待っている人」と言う人あり〕

○井上裕美健康福祉課長 待っている方ですけれども、待機者ということで調査を1回してございまして、私が承知しております待機者の数、それは50人と。まだ50人の方が入所待ちをされているということでございます。

嵐山町の先ほどらんざん苑、それからユートピアのお話を申し上げましたけれども、そのほかの施設にも1人の方が複数のところに申し込みをされている場合があります。それが結構ダブルカウントされたりとかそういう場合がありますので、例えばらんざん苑には私がこの間伺った範囲では100人を超えるような方がまだ入所待ちをしています。そういうお話を伺いました。しかしながら、年に1回ぐらいだというふうにお話をされてましたけれども、連絡をして確認をするともう亡くなってしまったとか違う施設に入ったとか、そういうようなことがあって、そういう方は削除をしていくというようなお話でした。それでも毎年100人から残るといふようなことございまして、この特養につきましては、町内だけではありませんで、町外からたくさんの方が申し込みされているような状況でございます。先ほど申し上げましたように、50人だと思いますけれども、まだ入所待ちの方が町内にもいらっしゃる。

この先ほどの182ページの認定者数の中で介護度の重い方というのがいらっしゃるわけなのですけれども、介護度の重い方が、例えば介護の4が80人あるいは介護5が69人、合わせますと149人いらっしゃいます。この中からの方が主に早く特養施設に希望される方だといふような理解をしていただければというふうに思います。また、入院をしながら待っている方もいらっしゃる。

192 ページの介護サービスの関係です。居宅介護サービスの関係でござい

ざいます。居宅介護サービスにつきましては、先ほど申し上げましたように、事業所のケアマネジャーがケアプランを作成する費用について10割給付をしていると。このケアプランをつくるに当たりましては、ご利用者あるいはご家族のお話を伺いながら、意向を確認しながらケアプランをつくっているわけでございます。ただ、介護度によりましてその利用の限度額というのが決まっております。その利用の限度額を超えては利用ができないわけではないのですが、その限度額を超えた部分については自己負担しなければいけない。そういうことがありますので、ちょっと申し上げますと、例えば要支援1の方の1カ月の利用限度額は4万9,700円、それから要支援2の方は10万4,000円、それから要介護1の方につきましては、16万5,800円、要介護2は19万4,800円、要介護3では26万7,500円、要介護4は30万6,000万円、要介護5では35万8,300円とそれぞれの介護度に応じまして利用の限度額というものは定められておりまして、この範囲で利用していただければその中の1割負担で済むと。その限度額を超えた場合には、超えた部分が全額本人の負担になるということでございます。

それから、ケアプランの点検の関係でございますけれども、この192ページの一番下に保険給付費の審査支払手数料が載っております。1件当たり90.3円の1万1,577件分というような形でもって計算がされておりますけれども、これは国保連合会にこの審査を委託しておりまして、その費用でございます。ケアプランに基づいてサービス給付が行われているかというのを審査してもらっています。レセプト、医療だとレセプトですけども、介護の場合にはケアプランとってケアプランの点検をしていただいていると。それを正確な場合、正確というかこれを見ながら確認をして事業者に給付金を払っているというような状況でございます。ほかでも例えば医療費については一応国保の連合会で1回審査を行いながら、町でもレセプト点検というものを行っております。そういうようなこともあるのですけれども、介護の1をここでお願いをしながら町のほうではまだケアプランの点検というのができてない、できてないというか、やっているところは少ないのですけれども、そのケアプランの市町村での点検、状況的にはそういうことでございます。

以上です。

○渋谷登美子委員長 安藤委員。

○安藤欣男委員 療養型からこの13がそっくりだというふうなとらえ方ではないのだということわかりました。ただ、相変わらず待ちが多いなということがどうしようもないというか、厳しさがはっきり明確になりましたが、それは結構です。

そうですか、国保だとレセプトですが、ケアプランに沿って各事業者から

出てきたものが支払っているのだという、その点検はこの保険機構とい
ましようか、ここでやっている。ただ、ごまかしというかそういうものはあつて
はならないのですが、新聞等で時にはそういうものが出てきたりしますね。
これは基本的には介護サービスのケアプランをつくるところが介護サービス
の事業者という場合があると往々にしてそういうことが起こり得る、みずから
つくってしまうわけですから。その辺の今現在どういうふうになっているのか、
専門的な介護ケアプランをつくる会社といましようか、そういうものもできて
いるようですけれども、嵐山町は居宅介護、そのケアプランも社協でつくって、
これは社協でやっているのですから無理なことはないと思いますが、現在こ
の介護支援サービスの事業者というのは、嵐山町が受けているプランの中
で何社ぐらいあるのですか。

○**渋谷登美子委員長** すみません。平成 19 年度のケアプランをつくる、マ
ネージメントしている件数、事業者の件数と嵐山町に幾つあるかというのを
お答えください。

井上健康福祉課長。

○**井上裕美健康福祉課長** お答えいたします。居宅介護支援サービスとい
う形でのここで私が持っている資料は平成 19 年 12 月分のその分ござい
まして、そういったことでお答えを差し上げたいと思いますけれども、この中
で居宅介護事業所、嵐山町の町内には 5カ所ございます。それから町外に
は 14カ所の事業者をお願いをしております、合わせますと 19カ所ござ
います。その中で割合的に申し上げますと、多いほうから申し上げますと、
町内ではお話がありました嵐山町の社会福祉協議会、ここで 12 月分の計
画の中の 44.3%、それかららんざん苑の指定居宅介護支援事業所ですね、
ここが 20.0%、それからオオムラサキ嵐山、これは嵐山病院の中にござい
ますけれども、ここが 15.2%、それから武蔵野ケアサービス嵐山、これが
3.3%、そしてダイアナ介護センター、これが 0.5%でございます。町内のこ
の事業所、5事業所ございますが、これを全部足しますと 83.3%と。町内
の事業所でこれだけの居宅支援サービスを行っているということでございま
す。そして、そのほかには残りの 16.7%ですか、これが町外の 14 事業所
という形になります。それで事業所の場所としましては、一々事業所の名前
を申し上げませんが、東松山市、小川町、滑川町、ときがわ町、深谷
市、熊谷市の事業所の方でございます。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 安藤委員。

○**安藤欣男委員** 介護保険が入ってきて、また見直しをする時期がまいる
わけですが、やはり必要以上な介護が出てきますと、かつまたこれは保険

も引き上げなければならないことも起こってきます。十分このケアプランの作成についても総体的にチェックができるような体制がこれから求められるのではないかと思うのですが、こうした介護ケアプランの作成についての方向性というのは、方向性といいますか、国の進め方は現在の状況がずっと進むのかどうかわかりましたら.....すみません、結構です。

○**渋谷登美子委員長** いいですか。

ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○**渋谷登美子委員長** なければ質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○**渋谷登美子委員長** 討論を終結いたします。

これより第 62 号議案 平成 19 年度嵐山町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○**渋谷登美子委員長** 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時31分

再 開 午後 3時46分

○**渋谷登美子委員長** では再開します。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○**渋谷登美子委員長** 第 63 号議案 平成 19 年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は一括して行います。

どうぞ。

川口委員。

○**川口浩史委員** 205 ページの水道事業会計職員の人件費の考え方なのですが、按分だったものを 20% でしたか、にするという、この考え方を取り入れたのはどういう理由からなのか、伺いたいと思います。

それと 209 ページの公債の関係なのですが、元金が 1 億 5,000 万、利子が 1 億 1,000 万と昨年と同じぐらいの金額で返す計画ですね。しばらくこ

の金額を返すような形になるのか、しばらくといいますか、どのぐらいの期間まで返すような期間があるのか、伺いたいと思います。

それとここのところで違いますよと言われるといいのですが、公共下水道の計画区域外の見直しを行うということで町長の施政方針にあるわけですね。ちょっと下水と一般会計のところで聞けませんでしたので、もしお答えいただければお願いしたいと思います。

○**渋谷登美子委員長** ではすみません。最後の質問については、公共下水道の区域の見直しというふうな形でお答えください。見直しをしたかどうか。

〔「施政方針の」「去年の施政方針」「そうそう、19年度の施政方針」「公共下水道の計画区域外の処理方法について検討するというふうに」と言う人あり〕

○**渋谷登美子委員長** 下水道の区域の見直し.....そういう趣旨なのですか、質問の趣旨は。区域の見直しならここで質疑できますけれども、そういうことなのです。では却下でいいですか。見直し、区域の見直しならできると思うのですけれども。

〔「指定区域を見直すという意味ならいいでしょう」と言う人あり〕

○**渋谷登美子委員長** 指定区域の見直しなら大丈夫だけれども、公共下水道ではない生活排水の見直しをどうするかというのは、下水道会計ではできないのですが。いいのですか、区域の見直しという形でなくて。

〔「そうだね、だけれども、何で見直しをしたのか聞きたい」「無理だ」「それは無理か」と言う人あり〕

○**渋谷登美子委員長** では、それ3番目のはなしという形でいいですね。

○**川口浩史委員** はい、いいです。

○**渋谷登美子委員長** ではお願いします。小澤上下水道課長。

○**小澤 博上下水道課長** それでは2点についてお答えいたします。まず、職員の人件費の見直しということで、課長の人件費、これが平成18年度は半分で、19年度については2割になったということでございます。これにつきましては、いろいろ上水道のほうの業務の割合、それと下水道のほうの業務、それから職員数、それらを考えて課長のかかわり方から見ると、やはり半々というのは下水のほうにとっては多過ぎるだろうというふうな考え方がありまして、19年度についてはこれの見直しをしたということでございます。この人件費については、これは長の裁量ということで、どちらで支払っても、またその負担をどうするかということについては、上部機関の先生にちょっと

お話を聞きますと、どちらでもいいというような判断がされてますので、この年度は、19年度は2割ということですがけれども、以後についてはまた改めて考えたいというふうに考えております。

それから、公債費のこれからの償還状況ということなのですが、これにつきましては、毎年発行していきますので、若干変わりますがけれども、借換債が反映されてない今の状況でちょっと年度別には償還の状況をちょっとお話ししたいと思いますけれども、21年度が2億6,042万円ぐらい、22年度が2億5,164万、23年度が2億4,900万ぐらい、それから24年度が2億5,000万、ずっとこういうふうが続いていきまして、ほとんど2億5,000万ぐらいの数字がずっとこのまま今の状況ですと続いていきまして、平成34、5年度になると2億1,000万ぐらいになるような今の計画です。これはもうあくまでまた借入れ等によって違ってきますけれども、現在の状況ではそのぐらいの状況でございます。

以上です。

○渋谷登美子委員長 川口委員。

○川口浩史委員 この19年度の借入れがぐんとふえたわけですね。18年度で3,100万円でしたのが、9,000万円と3倍ぐらいに。ですので、この状況からするとまたこの返済が結構長続きするのかなと思っているのですが、心配というか実際そうなれば返さなくてはならないわけですから。この9,000万円今回借りたということでの影響というのは、いつごろ出てくるのですか、ちょっと伺いたいと思います。

○渋谷登美子委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 まず、今年9,000万円発行したということで、どの程度の影響があるかということでございますけれども、今年は30年の償還期間のもの、それと28年償還期間のものを借りております。そしてそのうち5年が据置期間ということでございますので、元金がこれに影響してくるのは.....

〔「5年先ということね」と言う人あり〕

○小澤 博上下水道課長 そうということです。今回も川島地区だとかいろんなところで早目に事業のほうを終わらせてほしいというような要望ありましたので、今年度についてもこの事業のほうはふやしていただいたということでございます。

以上です。

○渋谷登美子委員長 ほかに。

清水委員。

○清水正之委員 先ほどの話ですがけれども.....

○**渋谷登美子委員長** 先ほどって何ですか。

○**清水正之委員** これから言います。施政方針の中で公共下水道計画の区域外の処理方法の検討を着手しますというふうに出ているのですね。というのは、市街化区域外についての公共下水道についてのどういうふうな処理をしていくかという検討を始めるのだというふうな認識をしているわけですが、具体的にはこの検討内容あるいはその検討に基づいてどういうふうな形で事業を進めていくのか、お聞きをしておきたいというふうに思います。

〔何事か言う人あり〕

○**渋谷登美子委員長** すみません。では下水道課という形で答弁を、下水道のことという形で答弁をお願いします。高橋副町長。

○**高橋兼次副町長** ちょっと全体的な話になってしまうかも知れませんが、私のほうからお答え申し上げたいと思います。既にご案内のように嵐山町内においては、公共下水道で整備をしていく区域、そして集落排水で整備をしていく区域、その他の個別処理をすると、基本的に3つ分かれておまして、そのうちの集落排水については、今後の事業として取り組んでいかない方向というのが一定の方向が出ております。したがって、そのほかのところについては、公共下水道でやる区域、今の下水道の計画ですと、ちょっと広い範囲になっておりますけれども、それを実際的にどこまで、どの範囲を公共下水道で最終的に整備をしていくのかというものをひとつはっきりさせたい。と同時にそのほかのところについては、小型の個別処理、いわゆる合併処理浄化槽でいこうというふうな一定の方向は出ておまして、下水道の審議会等で意見を聞きながら最終的には決めていきたいなというふうに思っております。また、個別の合併処理の方法についても取りざたされておりますのが、市町村設置型という考え方もございまして、これについてはやはりいろいろこの近辺でも取り組んでおりますし、全国的にもいろんな例がございまして、それらをよく調査をしながら、嵐山に合った方法はどのような方法がいいのかというふうなことで、今県の指導等もございまして、恐らく来年度の中では、来年度の話になってしまいますけれども、一定の町のきちとした考え方を計画を立てろというふうなことでなっておりますので、そういう方向で今後取り組んでいきたいなというふうには考えているところです。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** 清水委員。

○**清水正之委員** 公共下水の場合は嵐山、小川、滑川ということで一番私が目につくのは、志賀の県道のところに公共下水を小川からの公共下水の管が入ってきているかと思うのですけれども、本竹を中心にしたところにつ

いては、公共下水になるのかなというふうに思うのですが、そういう点ではその枠を広げるという、公共下水の枠を広げるという考え方そのものは、それこそ町の単費になってしまいますから大変な部分があるのかなとは思うのですけれども、そういう考え方ではなくて、あくまでも合併浄化槽を進めていくという考え方なのでしょうか。

○**渋谷登美子委員長** 高橋副町長。

○**高橋兼次副町長** お答え申し上げます。本竹については既に公共下水道で整備が終わっております。したがって、今の志賀の県道、深谷-嵐山線、菅谷-寄居線ですか、この今お話のように流域の幹線は入っておりますけれども、町が公共下水道に接続する場合には町でまたサービス管と申しますか、別の管を入れなければ流せません。したがって、それらについては先ほどもちょっと申し上げましたけれども、最終的にはどのエリアを公共下水道であって、それ以外については個別処理をしていくのだというものをもうちょっとはつきりなくはないかなというふうに思っております。ただ、町がサービス管を入れて効率的な運営ができるエリアがあるとすれば、それはまた1つの考え方かなというふうに思っているのですけれども、全体的にはその辺をよく検証して、嵐山に合った下水の処理を考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○**渋谷登美子委員長** 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○**渋谷登美子委員長** 討論を終結いたします。

これより第 63 号議案 平成 19 年度嵐山町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○**渋谷登美子委員長** 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 4時02分

再 開 午後 4時04分

○**渋谷登美子委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○渋谷登美子委員長 第64号議案 平成19年度嵐山町水道事業決算認定についての件を議題といたします。

既に本会議にて提案説明及び細部説明並びに監査報告が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑は一括して行います。

どうぞ。

川口委員。

○川口浩史委員 203ページのこの特別損失の理由なのですが、いつものとおりだと思うので、一応念のため伺いたいと思います。

それから、当年度利益が1億4,000万円ということを出ておるわけですね。工業用といいますか、口径が25ミリ以上の管の値下げを時限でしているわけですが、今年度削るのだと思ったのですけれども、もし違っていたらちょっと.....それを町長が継続する考えになっているのか.....

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員 たしか時限だったと思ったのだけれども.....

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員 何か.....

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員 ちょっとその考えをお聞きしたかったのですけれども。

○渋谷登美子委員長 水道料金の値下げしたのを今後も続けるかということですね。

○川口浩史委員 そうです。

〔「25ミリ以上ですか」と言う人あり〕

○渋谷登美子委員長 1点でいいのですか。

○川口浩史委員 いやいや、ちょっと待って。それと、こっちの資料、報告書のほうで有収率が下がっているのですね。昨年も、昨年からはわずかな下がりがみでしたから余り言わなかったのですけれども、ちょっと今回は5ポイントも下がっているわけですね。この理由を伺いたいと思います。

それと県水の量なのですが、19年度わずかですが、17年度からちょっと必要もないのに買わされているわけなのですけれども、買わされたわけではあるのですが、19年度はさらに若干ふえています。これは全体の利用からしてふえていったのか、何かほかの別の理由があるのか、伺いたいと思います。

以上です。

○渋谷登美子委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 それでは、まず 203 ページの特別損失の件ですけれども、これは不納欠損分ということでございます。

それから、2番目の 25 ミリ以上の口径の値下げの件でございますが、これは平成 17 年 10 月に値下げをしておるということで、それ以後につきましては、その考え方はありません。それで平成 20 年度で基本料が5立米のところまで下げて、そういうふうな少量を使う人たちのための配慮をして値下げをしたということでございまして、25 ミリ以上の口径の値下げについては、今のところは考えていないということでございます。

それから、有収率の減の原因なのですけれども、おっしゃるとおりなのです。これは平成 19 年度の総配水量、これが嵐山町の水道事業で過去最高の数量なのです。しかしながら、有収率につきましては、平成 18 年度に比べるとこれが 4.59%の大幅な減少になったということで、これは平成になってから最低の数字になってしまいました。上下水道課ではその原因につきましていろいろ考えました。まずは最初に考えられるのは、漏水、それに伴う浄配水復旧作業による収水量、これが極端にふえたというわけではありません。総配水量が平成 18 年度に比較して 6.9%の伸びでありました。これは配水池別に見ますと、吉田にある第3配水池、これは県水を導入しているところですが、この伸びが 14.5%の伸びだったのです。町でこの数字には注目をして第3配水池の流量調査、これを行いました。入ってくる水と出てくる水の流量をはかる作業なのですけれども、このところで若干誤差というものが生じておりました。これは流量計あるいは流量計からの電磁波を流量に返還する配水流量変換器というのがあるのですけれども、このところに原因があるのではないかとということで、現在なのですけれども、その対策を進めているところでありまして、有収率の原因をつきとめたということではありませんけれども、多分その辺のところに原因があるのではないかなというふうに考えております。

それから、県水の量なのですけれども、これについては大体これはほとんどふえてない、それは契約をしておりまして、平均 2,100 立米というふうなことで、それは誤差の範囲ということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○渋谷登美子委員長 川口委員。

○川口浩史委員 不納欠損の理由なのです。多分いなくなってしまったというのが理由になるのかなと思うのですけれども、そのほか何か理由があるのか、伺えればというふうに思います。もう一度お願いします。

それから、工業用といいますか、25 ミリ以上の管を値下げしましたですね。ちょっと私の記憶が間違っていればあれなのですが、たしか時限では

なかったかと思ったのですが、年度を区切ったものではなかったかなと思っ
てたのですけれども、ちょっとほかのと.....

〔何事か言う人あり〕

○川口浩史委員 ではちょっとお尋ねいたします。

それと有収率はそうしますと、この変換器のことが問題で、大きな漏れが、
漏水が起きているということではないというふうに理解してよろしいのでしょ
うか。

以上です。

○渋谷登美子委員長 小澤上下水道課長。

○小澤 博上下水道課長 今不納欠損につきまして、川口さんが思ってお
られるとおりであります。それから、居所不明、いなくなったと、そういうこと
でございます。大体それが多いということでございます。

それから、2番目の 25 ミリ以上の値下げ、これについて時限ではないか
というふうなことの再質問ですけれども、これについてはそのときにはそうい
うふうなことは多分私もちょうどそのときにはおりませんでしたけれども、や
ってない、約束はしてないと思います。ですから、20 年度に違うほうの口径
について値下げをしたわけですけれども。

有収率の関係なのですけれども、やはりこの漏れ、漏水のほうの原因で
はないというふうに考えておりまして、第3配水池のちょっと細かい数字をち
よっと申し上げますと、去年の8月なのですけれども、これがこの配水量が
9万 5,320 ということで、18 年度が7万 6,511 なのですね。その 24.6%
ふえているのですよね。それから、9月についても 18 年度は6万 9,023、
それから 19 年度が8万 7,177、これが 26.3%、それから 10 月が6万
7,944、それから 19 年度が8万 2,242 と、それずつとって2月、3月につ
いても 20%以上の増加なのですよね。ですから、これが去年の8月は物す
ごい猛暑で熊谷で 40.9 度を記録したこの日が嵐山町でも1万 310 立米と
いうことで、1日最大限配水量を記録しているのですよね。だから、これよか
ったなとずっと思っていたのですよね。そうしたら、その後それではこれはど
のぐらい料金に結びついているかということで、ちょっと調べさせたらなかな
かそれが結びついていなかったということですね。これは大変だということ
でいろいろ調べさせたのですけれども、第3配水池のゼロ点較正とかそういう
のをやりながら流量計のほうを調査したわけなのですけれども、ですから今
申し上げた数字、ではこれだけふえているというふうなことについては、や
はりその辺に原因があるのかなと思うのが正しいかなと、はっきりしません
けれども、そういうふうに私のところでは考えております。

以上です。

○**渋谷登美子委員長** ほかに。

〔発言する人なし〕

○**渋谷登美子委員長** 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**渋谷登美子委員長** 討論を終結いたします。

これより第 64 号議案 平成 19 年度嵐山町水道事業決算認定についての件を採決いたします。

本案を認定すべきものとするに賛成の委員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○**渋谷登美子委員長** 挙手全員。

よって、本案は認定すべきものと決しました。

◎閉会の宣告

○**渋谷登美子委員長** 以上をもちまして、決算審査特別委員会に付託されました決算議案6件の審査は、すべて終了いたしました。3日間にわたりまして大変ご苦労さまでした。また、町長、副町長、教育長及び監査委員をはじめとする説明員の皆さんには、大変お忙しい中を出席いただきまして、まことにありがとうございました。

なお、委員長報告につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**渋谷登美子委員長** ではそのようにさせていただきます。

これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 4時17分)